

淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書

第 部 河川整備の内容について(案)

031029 版

- 1 具体的な整備内容に対する意見案
- 2 整備内容シートについての意見案

- -1「具体的な整備内容に対する意見案」については「河川整備計画基礎原案 5 具体的な整備内容」についての意見を取りまとめたもので、構成は原案に準拠しています。
- -2「整備内容シートについての意見案」は、10/19 に全委員にお送りした、031019 版を修正したものです。
- 第 25 回委員会 (9/30) にて意見書は下記の 4 部構成とすることが決まっており、本とりまとめ (案) は、「 」にあたります。

< 淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書の構成 >

河川整備の方針について

河川整備の内容について

計画策定における住民意見の反映について

部会意見 (地域別部会、テーマ別部会)

平成 15 年 10 月

淀川水系流域委員会

淀川水系河川整備計画基礎原案についての意見書

第 部 河川整備の内容について(案)

目 次

- 1 具体的な整備内容に対する意見案

1 河川整備計画策定・推進	1
2 河川環境	3
3 治水・防災	11
4 利水	15
5 利用	16
6 維持管理	17
7 ダム	19

- 2 整備内容シートについての意見案

河川整備計画策定・推進	整-1
河川環境	整-1
治水・防災	整-11
利水	整-18
利用	整-20
維持管理	整-22
ダム	整-24
関連施策	整-29

1 河川整備計画策定・推進

1.1 河川整備計画の進捗を点検し、見直しを行うための措置

河川整備計画は、今後 20～30 年間に、実施あるいは検討する具体的施策を策定するものであるが、わが国の社会・経済・自然環境は大きく変化しようとしており、河川整備計画についても、随時計画の進捗を点検しつつ、必要に応じて点検・見直しを行わねばならない。

近畿地方整備局は、計画の点検・見直しにあたっては、意見を聴く機関として淀川水系流域委員会(以下委員会という)を継続するとしている。委員会は今後の委員会のあり方について早急に検討を行い、その任務、役割、組織などを提案する考えである。

1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携

(1)情報の共有と公開および意見交換

情報公開については、これまでの河川管理の問題点を十分認識・反省し、河川管理者にとって不利な情報を含むあらゆる情報を、適切な時期に、適切な方法で公開すべきである。

河川に関するあらゆる情報や将来像を共有するためには、「対話集会」など住民と河川管理者、および住民間における意見交換が行えるような機会や「場」を日常的かつ継続的に設けることは、河川整備を進める上での住民との合意形成を図るためにきわめて重要である。

「基礎原案」には同様の趣旨が記載されており、河川管理者の姿勢を高く評価し、委員会はこれを支援する。

(2)住民との連携・協働

河川管理者が委員会の提言を受けて、地域固有の情報や知識に精通した個人を河川レンジャー(仮称)に任命し、行政と住民の間に介在させ、文化活動、自然保護活動、河川管理行為支援などを行う制度を新たに設けようとする英断を高く評価するとともに、委員会はこれを支援し、河川管理者とともに大切に育成して行きたいと考える。

河川レンジャーが活動する琵琶湖・淀川水系の河川や湖沼は、それぞれ河川の個性や地域の特性が多様であるため、その呼称を含め、地域の個性や特性を反映したある程度自由な活動のあり方を許容する配慮が必要である。

一方、制度として、規則、指針、方針、計画、研修制度や知識、技術、安全確保の手法などにおいて一貫した取り組みも必要であり、各流域に設置される河川レンジャーを統合し、この制度が有意義、有効かつ安全に展開できるよう「センター機能を有する組織」を設けることが必要である。

また、根本的な課題として、もともと民間の個人である河川レンジャーの分限(国

家公務員、嘱託など）や処遇について、河川管理上どのように位置づけられるのかを明確にする必要がある。これら河川レンジャー制度のあり方についてはすでに「宇治川地域河川レンジャー検討懇談会」において試行的活動を通して検討する取り組みが始められている。

なお、広大な琵琶湖を擁する滋賀県では、河川レンジャーの活動拠点として挙げられているのは「水のめぐみ館」のみであり、将来は湖北と湖西、湖東地域にも必要である。木津川、猪名川流域においても河川レンジャーの検討・試行を進めるべきである。

委員会はこれらの課題について住民参加部会の意見として別に提案する。

(3)自治体、他省庁との連携

河川整備計画の実施に当たっては、その総合性、連続性に鑑み、とくにつぎの点などにおいて自治体や他省庁と十分な情報共有を図り、相互に連携、協働して統合的に取り組むことが重要である。

河川・湖沼の水質改善のための流域の面源負荷の低減や農業排水についての対策
河川の横断方向・縦断方向の連続性の回復についての取り組み

・魚類等の遡上・降下を保障するための方策

・ほ場整備や逆水灌漑の用排水路分離による水生動物の移動経路分断の回復

水源涵養および土砂流出抑制のための森林の整備

水害・土砂災害防止のための取り組み

流域の土地利用計画（規制を含む）都市計画などとの連動

節水、再利用の促進などによる水需要抑制の推進

渇水調整・水融通

河川敷の自然回復・水面利用の是正

外来生物対策

環境流量の確保

その他

なお、琵琶湖と520余を数える流入河川の管理者である滋賀県との協力・共同は積極的かつ強力に進める必要がある。

2 河川環境

「基礎原案」では「河川整備にあたって、河川環境のモニタリングを実施するとともに、得られた基礎資料を基に生物の生息・生育環境に関する評価を行い、関係機関と連携して、その情報を一元化し、その結果を公表する」としている。この姿勢は高く評価され、水系全域での実施とその成果を期待するが、客観的なモニタリング基準を設定し、調査項目、調査方法、評価基準等の内容を明確にして実施することや、住民・住民団体と緊密に連携することが求められよう。

なお、「多自然型川づくり」については局所的、画一的、人工的などと批判されている面がある。「人が川をつくる」という姿勢から「川が川をつくる」という原点に戻ってこれまでの「川づくり」を再評価し、改善すべきは英断を以って取り組むべきである。

「基礎原案」では、淀川本川に関する事業のうち、とくに河川環境の面については全体として現状の問題点をよくとらえており、「生態系」の回復に努めようとする河川管理者の積極的な姿勢が見られるが、さらに歩を進め、流域の視野で連続的かつ時系列的に「河川形状」の改善、修復、再生などに取り組んでほしい。

当面は実施可能な範囲から取り組み、予測とモニタリングを実施しながらフィードバックを重ね、検討・実施へと順応的に取り組もうとしていることは提言の趣旨をよく反映しており高く評価するものである。

河川環境の保全・再生には長期的に事業を展開する必要がある、河川生態学術調査等の結果の活用が重要である。

2.1 河川形状

(1) 横断方向の河川形状の修復

淀川本川の「河川形状の修復」を取り扱う場合、三川合流点から枚方大橋付近までの「流水域」、淀川大堰までの「湛水域」、さらに下流の「汽水域」に分けて考える必要がある。以下にそれぞれの区域の特性の要点を示す。

「流水域」：本流の「河床低下」がきわめて著しく、かつてこの地域にあったワンドは、すべて干上がり、鵜殿のヨシ原も殆んど冠水しなくなっている。

また、水無瀬地区、楠葉地区の大きな寄州(よりす)帯(かつての低水路)も干陸化が進行している。

この地域の今後の重要課題はつぎの通りであり、ダムの弾力的運用による水位変動や土砂供給の回復など抜本的な対策が必要である。

- ・さらなる河床低下を防ぐこと。
- ・干陸化している低水路や高水敷を切り下げて、攪乱の頻度を増やすこと。
- ・浅い水域やワンドを再生すること。

・ゆるやかで複雑な形状の水際線（直線ではなく）をもつ水辺移行帯を「川が川をつくるのを少し手伝う」という方針で整備していくこと。

「湛水域」：この地域は、淀川大堰の背水区間で、鳥飼大橋の下流では殆んど流れがない。ワンドが残っているのは、城北ワンド群と庭窪ワンド群の2か所しかないが、ワンド内では流れが殆んどない。また、ワンドの周囲は深くなり、年間を通して水位変動幅は小さく攪乱もおこらない。最近では夏場に侵入するウォータータスが水面を覆い、日射を遮ることにより水質を悪化させている。城北ワンド群は、かつて淀川における淡水魚・貝類をはじめとする水生生物の供給源として重要な役割を果たしてきたことに鑑み、現在の問題点を明らかにし、環境改善、生態系回復に具体的に取り組んでいくことが重要である。

「汽水域」：淀川大堰より下流の新淀川は本来汽水域であるが、洪水時以外は淡水が殆んど流されず、放水路と位置づけられている。したがって、平常時の塩分濃度は高く海の一部で「感潮域」であっても汽水域ではない。また、この区域には十三地区以外に干潟らしい干潟は殆んどない。このような特性を考慮して河川形状の修復について実施・検討することが必要であり、「基礎原案」に示された実施・検討の区分は概ね妥当と評価できる。

(2)縦断方向の河川形状の修復

縦断方向の河川形状の修復も積極的に推進すべき施策であるが、実施の優先順位については川の個性、緊急性、重要性、地域特性などを考慮した判断が求められる。この事業に共通して重要なことは、これまで専ら治水・利水の目的でつくられた堰・落差工について、つぎのような点で問題が生じている。

魚類・甲殻類などの遡上・降下を妨げている。農業用水や発電のための取水の目的のみでつくられた堰の魚道のほとんどは、その位置や構造に問題があり役立っていないというのが実態である。

堰・落差工は生物の遡上・降下のみならず上流側に湛水域をつくり、下流側に瀬切れを生じさせる原因となっている。

堰や落差工により土砂供給が遮断され、河床低下の原因となっている。

汽水域の潮止堰をはじめとした下流域の堰が海からの回遊魚、甲殻類等の一時的な移動障害の原因となっている。

以上のことを念頭に置いて河川の縦断方向の修復に取り組むことが重要である。

個々の堰・落差工についての検討にあたっては、それらの必要性、統廃合可能性をまず検討すべきである。撤去や統廃合が不相当であると判断され、魚道設置や改修を検討する場合には、「基礎原案」に示されるように「これまでのアユを対象にしてきた魚道から、多様な魚種、甲殻類が遡上・降下できるように構造改善をする」ことが重要であり、この分野の新しい知見の収集をも含め、経費・予測効果・工法等につ

いて十分な検討が必要である。また、魚道の設置後は遡上・降下のモニタリングに基づく順応的対応が必須で、予め予算を確保するなど問題点を速やかに改善実施できる体制づくりが必要である。既往設備の小規模な改築で遡上・降下環境の改良が可能である場合には速やかに改築を実施すべきであるが、改築のみで改良可能かどうかについては専門家や有識者を交えた十分な検討が必要である。

以上の観点から「基礎原案」に示された実施・検討の区分をみると概ね妥当と考えられる。今後さらに歩をすすめ、本川に流入する支川、水路との連続性を回復し、多様な生息環境を確保すべきである。

なお、既設の堤高の高いダム（ハイダム）における魚類等の遡上・降下の回復については、莫大な経費を要する割には、効果について疑問があり、まず有効な代替案の検討を優先すべきである。魚道実現の検討においては、青野ダム（兵庫県武庫川水系）のような先行事例の効果を十分検証するなど、判断のための情報の集積と検討が必要である。

2.2 水位

(1) 淀川大堰における水位操作の試行

春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持することが必要である。出水時の変動に応じた水位操作については既に2年間試行されているが、本格的な実施が望まれる。

淀川大堰下流、大川（旧淀川）、神崎川の維持流量についても早急な検討が必要である。また、淀川大堰の汽水域の生物に配慮した放流量やアユ等の遡上を促すための自然流況に近い放流など有効な堰の操作方式等についても早急に検討・実施すべきである。

(2) 瀬田川洗堰における水位操作の検討

瀬田川洗堰の水位操作が琵琶湖の生物の生息・生育環境に及ぼす影響は深刻で、改善のための検討は不可欠である。

(3) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策の検討

琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策として、「基礎原案」では「琵琶湖からの放流を大戸川ダムからの放流に振り替えることを検討する」としているが、琵琶湖の容量 275 億 m^3 に対して大戸川ダムのこの目的に利用できる容量ははるかに少なく、その効果は微小である。ちなみに、琵琶湖の湖面積は 674 km^2 であり、大戸川ダムの全容量をこの目的に振り向けたとしても、琵琶湖水位への貢献度は僅か数 cm の上昇に過ぎない。さらに、大戸川ダムの新設が河川環境に及ぼす多くの悪影響を考慮すると、この方策については根本的な見直しが必要であり、むしろ

洗堰の水位操作によって対応すべきである。

なお、淀川大堰下流への常時淡水供給は新淀川の汽水域の改善に重要であり、早急に検討が望まれる。また、神崎川の水質・底質を改善するための淀川からの送水量は、大川（旧淀川）への送水量とのバランスを考慮して見直すことが重要である。

2.3 水量

(1) ダム・堰の降雨量に応じた弾力的放流の検討と試験操作

ダム・堰の弾力的放流の試みは、これまでの治水あるいは利水を目的としたダム・堰のマイナス面を補うものとして期待されるが、その効果については未知の要素が大きい。このため、十分なモニタリングにもとづき、順応的に時期・方法・放流量を決めていく必要がある。また、弾力的放流に使える容量が乏しいことや、ダム湖の水質問題等、実施に至るまでに検討・解決すべき問題が多い。前者を克服するためには、中規模以上の洪水時に上乘せ放流する等の工夫が重要であろう。

淀川大堰下流の汽水域における「生物に配慮した放流量」と「有効な堰の操作方式等」についての検討は、汽水域の水質・底質改善に役立ち、遡上魚にとっては「呼び水」として重要な役割を果たすため、早期に検討し、実施が望まれる。

(2) 河川環境上必要な水量の検討と必要な諸調査の実施

淀川大堰からの放流は洪水時に限定されており、普段は汽水域としての機能はほとんど見られない。大川(旧淀川)等の環境を考慮しながら常時放流を検討することは緊急の課題であり、干潟の復活を含めて、早期の調査・実施が望まれる。

(3) 急激な水位低下が生じないダム等の運用操作の実施

ダム等の操作による急激な水位低下が下流で逃げ遅れた魚類の斃死を招いている現状の改善に、ダム等の運用操作の見直しは必ず必要であり、この問題の解決には横断方向の河川形状の修復と併せて実施する必要がある。

2.4 水質

(1) 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立の検討

「基礎原案」では、「流域全体として水循環と河川環境の状態を把握できる統合的な水質管理システムの構築を目指すものとして水質汚濁防止連絡協議会の従来の委員に加え、環境省、農林水産省、厚生労働省等の関係機関並びに水質特性に詳しい学識者や住民活動に詳しい有識者が参加した、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)の設立に向けて、準備会を設けて検討する。」と、連携すべき具体的省庁を挙げ、かつ学識者や有識者を加えると述べていることは、これまでの縦割り型行政の枠組みを越える挑戦として高く評価する。

琵琶湖・淀川流域における環境の危機的状況の中で、河川の水質汚染問題、とりわけダイオキシン類や内分泌攪乱物質（いわゆる環境ホルモン物質）など有害化学物質の混入は、自然生態系に多大な影響を及ぼすとともに、水道の原水を河川に頼っている多くの人々の健康・生命にも悪影響を及ぼしており、人と生物の持続性にかかわる重大な問題である。とくに 1960 年代から高度に開発の進められた木津川流域の諸河川は、農業排水に加え、大規模住宅団地、流域に 60 余ヶ所あるゴルフ場、産業廃棄物処分場などの排水の流入により、上流から著しく汚濁しており、名張川では、下流の高山ダムにおけるアオコの発生原因となっている。木津川の水質を改善するためには無数に広域的に存在している面的な汚濁発生源への対策が早急に必要であり、これには住民や住民組織と行政との協働による取り組みが不可欠である。

しかし、現在の水質管理体制は、複数の省庁、複数の自治体にまたがり、いわゆる「縦割り行政」の形態をなし、現時点では水質を統合的に管理する体系はない、と言わざるを得ない。河川管理者は、今後 10～20 年の視野でリバー・オーソリティ方式をモデルとする統合的な流域水管理システムの構築をめざして直ちに研究・検討を開始すべきである。

(2) 琵琶湖の水質保全対策

「基礎原案」に示された施策はいずれも重要であり、調査の実施が必要である。とくに、琵琶湖北湖の底層調査は、滋賀県と連携して総合的な調査を早急に行う必要がある。

(3) ダムの水質及び放流水質保全対策

ダムの水質問題についてはすでに多くの研究と試行がなされたにもかかわらず抜本的な解決策は見出されていない。ダムの水質問題はダムの存在そのものに起因する事項と上流域から流入する富栄養物質に因るものがある。

前者については、流水を滞留させることによって生じる水質の悪化、有機物の分解・堆積による底質の悪化や赤潮・アオコの発生、低温水の放流による下流の生物への影響など、根源的にダム事業者(管理者)の責任は避けられず、ダムの撤去まで視野に入れた真剣な検討が突きつけられていることを認識するべきである。

現状では、「基礎原案」に示された各種の施策を実施・検討することは概ね妥当であると判断されるが、ダム内における個々の対策の域を出ておらず、流域対策に的を絞った抜本的な対策の確立に向けて、真剣な努力を求める。

(4) 河川の水質保全対策

河川の水質問題については、下水道の普及により一時に比べてかなりの改善がみられるものの、抜本的な解決策は依然として見出されていない。この問題は、ダムの場

合と異なり、その多くが人間活動に起因するものであり、ひとり河川管理者のみの努力によって解決できるものではなく、住民、事業者、行政が協働して取り組み、「水道の水が美味しい」「泳ぎたくなる」「獲った魚が食べられる」など具体的な水質改善に寄せる国民的期待は極めて大きいだけに、河川管理者の役割に対する期待もまた極めて大きいといわざるを得ない。

河川の水質問題を真に解決するには、個人的規模から地球的視野に及ぶ理解と協働が必要である。この意味において、「基礎原案」で「河川水質のみならず沿岸海域の水質をも視野に入れた『総負荷量削減』のため関係機関や住民との連携を図る」と明示したことは高く評価でき、これが実現できれば歴史的快挙といっても過言ではない。これが単なるアドバルーンではなく「実践」で示されることを切望する。

2.5 土砂

土砂は、山地で生産され、河川流により下流に運ばれ、海岸を形成する。この微妙なバランスで国土が成り立っているが、水害の激甚化や港の埋没につながるため、これまでの土砂対策は土砂を移動させないことに重点を置いてきた面がある。

一方、多数のダムや堰が設置されると、土砂の移動がそこで遮断され、河床低下や海岸侵食が発生する。ダム湖底はヘドロで覆われ、生態系にも影響が及ぶといった問題が生じており、現状において具体的対策が行われていないのが実状である。

ダムに堆積した土砂を排除しようとする試みは比較的新しく、技術的にも未解明な問題が多いものの、有力ないくつかの方法が実用化されており、解決の日はそれほど遠くない。砂防ダムについても堆積土砂を人為的に排出したり、透過型のものが開発され、実用に供されたものもある。このような状況のなかで「総合土砂管理」方策の検討を取り上げたことは時宜を得たものであり、成果に期待する。

2.6 生態系

(1) 淀川水系における良好な生物の生息・生育環境の保全・再生

1) 生息・生育環境の保全・再生の実施

生態系に関しては、淀川本川の3地区において横断方向の連続性修復の事業が実施されることになったが、これは「提言」の主旨をよく反映したもので評価できる。

「基礎原案」では、桂川流域を対象とした具体的な整備内容が特に予定されていない。桂川においては、外来種対策などは緊急に対策を講ずる必要があるところからも、生態系の保全再生の調査は、全流域において恒常的になされなければならない。

猪名川に関しては、水陸移行帯および水路、水田、ため池と連続していた横断方向の「水域ネットワーク」を回復するためには河川管理者は関係省庁や自治体との連携を進める必要がある。

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯の保全・再生を実施「基礎原案」に示された実施事業は概ね妥当である。

オオサンショウウオの生息環境を保全（木津川上流部）

イタセンパラの生息環境を保全（木津川下流部）

ナカセコカワニナの生息環境を保全（瀬田川、宇治川）

は「基礎原案」には示されていないが、は河床低下による影響が著しく早急に保全対策をする必要がある。

2) 生息・生育環境の保全と再生の検討

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯を保全しつつ、再生についても検討されている「鳥飼地区」「向島地区」「中津地区」の検討内容は概ね妥当である。

淀川大堰において、春季から夏季の平常時に、湛水域ワンドの水質を改善するため、低い水位を維持するとともに、出水時の変動に応じた水位操作を試行する事業はすでに2ケ年にわたって実施されている。堰の操作は通常、治水・利水のために行われることはあっても生態系回復のために行われたことはなく、我国では初めてのことであり、高く評価する。

(2) 淀川水系における生物の生息・生育環境を脅かす外来種の対策を推進

在来水生動物の捕食者であるオオクチバス、ブルーギルが淀川水系の全ての水域に侵入・繁殖し在来生物にとって大きな脅威になっている。

この問題の対策については早期に法制化して関係機関等と緊密な連携を行い、繁殖・放流などによる蔓延を強力に防ぎ、駆除を含めた抜本的な対策を積極的に進めるべきである。

オオクチバスの習性から、河川整備の方法としては、浅い水域を拡大することが望ましい。

整備内容シートに示された「外来種」は「外来魚」の意味と思われ、「外来魚」とすべきである。

2.7 景観

(1) 周辺景観との調和に関する検討と指導・助言

河川景観の保全・創造については、堤内から眺める景観の重視とともに、堤外から眺める景観をも保全することが必要である。また、河川は「自然の回廊」であり生物が往来するための大切な経路であることから、いわゆるランドマークとしての高木や、休息場所、隠れ家になる河畔林や樹林帯の保護が必要である。

高規格堤防を整備するに際しては、堤防上に高層建造物が連続して配置されて、河川景観の悪化を招くことがないように十分な配慮が必要である。同時に、河川のもつ

多様で優れた機能のひとつである大気の冷却機能を考えるとき、河川からの風通しを確保することによる都市のヒートアイランド現象の緩和効果についても沿川の高層建造物の配置については十分な配慮が必要であり、自治体や関係機関に対する指導・助言が必要である。

(2)既設ダムの法面の裸地対策

水位変動幅の大きい高山ダムなどの法面の裸地緑化については、植生の安定的繁茂が困難と思われ、法面の崩壊防止の必要性がある場合は代替案を検討することとし、美観上の観点からの施工は不要ではないかという意見がある。もし実施するとしても外来種を用いない配慮が必要である。これまでの試験実施の結果の検証・公開と、それらの情報にもとづく冷静な検討が必要である。

(3)樹林帯等の保全

近時、淀川流域全域にわたって外来植物アレチウリの蔓延が激しく、河川の景観を豊かなものになっている河畔林や樹林帯に悪影響を及ぼす恐れがある。天竜川上流河川事務所などでは早くから地域住民とパートナーシップで駆除に取り組んでいる。今後早期に現地調査を実施し、先進地域の情報収集等により早急な対策が必要である。

2.8 生物の生息・生育に配慮した工事の実施

(1)生物に配慮した護岸工法の採用

護岸工事の設計にあたっては、事前に設計者自身が現場に赴き、自然環境の原状をよく把握するとともに、地域の有識者や学識者から過去の履歴を聴き自然再生を図ることが重要である。堤防は生物の生育・生息に適した緩傾斜護岸を採用することを基本とし、低水護岸は他に方法がなくどうしても必要な場合にのみ施工することを原則として、「川が川をつくる」原点に返って水陸移行帯、とくに長い区間連続した変化に富む浅い水辺の再生に努めることが河川の横断方向の連続性を回復するための最も重要なポイントである。

なお、施工に当たっては、環境に配慮して行われなければならないことはいうまでもない。基礎原案に示されている、環境に配慮した工事の施工の実施に賛成する。宇治川のナカセコカワニナの生息地における河川整備の事例は、直轄区域内のみならず、区域外にも及ぼすべきものであろう。特に桂川に関しては、本「計画」をもとに京都府との調整と、関係住民、地域・流域住民を交えた連携が求められる。

(2)その他

「基礎原案」に示された(2)～(8)の項目はいずれも河川整備の工事における留意点であり、環境・利用や生態系に十分配慮しつつ実施することが望まれる。

3 治水・防災

3.1 洪水

(1) 破堤による被害の回避・軽減

破堤による被害の回避・軽減方策として、破堤等による洪水氾濫が発生した場合の「流域対応」と、破堤が発生しにくくなるように堤防を強化する「河川対応」との併用を打ち出しているが、いずれもこれまでの対策の枠を超えるものであり、その成果が期待される。

「流域対応」については、河川管理者と住民及び自治体等で構成される「水害に強い地域づくり協議会(仮称)」を設置し、関係機関並びに施設管理者や住民が連携して対策を検討・実施しようとしていることは注目に値する。これまでの河川管理者は情報の提供に主眼をおき、「流域対応」には積極的に関わろうとしなかった姿勢と比較すると、大きな前進といえる。

また、堤防の補強についても、土堤の弱点を知らながら高規格堤防の推進以外には積極的に取り上げようとしなかったことと比較すると、画期的な進歩であり、河川管理者の熱意と努力に敬意を払いたい。

1) 自分で守る(情報伝達・避難体制の整備)

災害時に適切な1次行動(咄嗟の行動)ができるかどうかは住民(個人)の判断に委ねられており、防災機関・組織が住民を支援できるのは2次以後の行動が主たる対象である。住民が1次行動としてどのような行動を選択するかは住民の判断力に支配されるため、防災機関・組織は各個人に対して平常時から判断力を高める訓練・情報を提供するとともに、災害時に適切な情報を提供することが重要である。「自分で守る」は「住民が主役」であることを意味しており、これまで曖昧にされてきた住民の責任と義務を明確にした意義が大きい。しかし、これらの主旨が未だ住民に十分普及・認識されているとはいいがたい。今後対話集会等を通じてこの点について合意形成を図ることが重要である。このような観点から「基礎原案」に示された施策をみると、いずれも概ね妥当であり、早期の実施あるいは検討が望まれる。

2) みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)

「みんなで守る」は「防災機関・組織が主役」となるものであるが、災害時の活動をより効果的にするには自主防災組織のような住民側の活動も大きな役割を果たすものであり、防災専門集団以外についても触れておく必要がある。

3) 地域で守る(街づくり、地域整備)

「地域で守る」の具体策として、土地利用の規制・誘導、建築物耐水化、流

域内保水機能・貯留機能強化、が示されている。これらはいずれも防災関係者からみれば「積年の願望」であり、とくに「土地利用の規制・誘導」を前面に打ち出したことは注目に値する。

とくに、都市近郊に残された休耕田・現農地・ため池等については、その雨水浸透能力および貯留能力を精査し、現況の浸透・貯留能力を維持する方策についても対策を講じるべきである。さらに、家庭における雨水マス、公共施設における貯留機能の整備等、個々の施策の効果がたとえ小さいものであっても、流域全体の治水・利水双方の安全度を高めるきめ細かな施策についての検討が必要である。

なお、「提言」に示したように、「氾濫の制御」すなわち万一の場合の氾濫候補箇所を特定しておくことと、「氾濫水の制御」すなわち道路や鉄道のような連続構造物の輪中堤機能を利用して氾濫水の封じ込めや拡大の遅延をはかることも、「耐水型街づくり」として長期的視野に入れて検討しておくことも重要である。

4) 堤防強化対策

「基礎原案」では、堤防強化対策として「高規格堤防（スーパー堤防）」と「堤防補強」の2つの工法を実施するとしている。

高規格堤防は、わが国の宿命である危険な築堤河川を安全な掘込河川に変えようとするもので、破堤しにくいという機能面では優れている。しかし、(1)街づくりと一体となって実施する必要があるため、連続堤としての完成に時間がかかる、(2)経費がきわめて高い、(3)大量の盛土材料の供給が新たな環境破壊を生む恐れがある、(4)河道からの眺望が遮断される、などの問題があり、完成の目途が立てにくい高規格堤防のみに頼ることはできない。

したがって、現在の堤防を何らかの方法で強化することが当面の課題として重要である。これまでの堤防強化では堤防法面をコンクリートなどで覆う鎧型工法(アーマード堤防)が多用されているが、堤防法面の植生を一時的にでも撤去する必要があるうえに、堤防本体の脆弱性は解消されず、耐震性にも問題がある。

「提言」では、鋼管杭(矢板)やコンクリート壁を堤防中央部に設置したコア補強型混成堤防(ハイブリッド堤防)の実用化を提案した。ハイブリッド堤防はスーパー堤防に比べてはるかに安価で、新たな用地も不要であり、堤防法面を乱さず、越水しても破堤しにくいという利点があり、地下水への影響や強度・耐久性・耐震性など、検討すべき事項も多いが、これからの環境を重視した川づくりの成否はこの実用化にかかっているといっても過言ではない。

提言では触れていないものの、森林保全・育成の見地から間伐材を積極的に活用した木杭、木工沈床、水制工の利用促進についても積極的に検討するべきである。

(2) 浸水被害の軽減

1) 狭窄部上流の浸水被害の解消

これまでの河川整備計画では、下流の治水安全度が確保されることを条件として狭窄部の開削が取り上げられてきたが、現状では下流の治水安全度が確保される見通しがないため、地元は無意味な期待をもたせるという弊害すら生じている。また、狭窄部の1つである峡谷は、歴史・景観等の面からも国民的財産としての価値が高い場合が多いため、「提言」では「開削することはできるだけ避け、他の代替案を優先的に採用することが望ましい」とした。

「基礎原案」でも「狭窄部は当面開削しない」としており、現実には即した方向に転換した意義は大きい。なお、狭窄部上流の浸水被害対策として、桂川では日吉ダムの治水機能の強化による検討、木津川上流域では遊水地の継続実施と事業中の川上ダムによる検討、が示されている。しかし、狭窄部上流においてとくに実施が期待される流域対応とりわけ「土地利用の規制・誘導」についての積極的な検討が望まれる。

また、狭窄部上流の浸水被害対策では「既往最大規模の洪水による浸水被害の解消を目標」としているが、対象洪水および目標について説明を追加する必要がある。

すなわち、わが国では対象洪水を「既往最大洪水」から「確率洪水」へと移行してきた経緯がある。これまでの淀川水系の河川整備計画では、他水系と同様に、「確率洪水」が基本とされてきた。「確率洪水」にはいくつかの曖昧さが含まれ、またそれに基づいたこれまでの計画に完成の目途が立たない現状などから考えると、「基礎原案」で「既往最大洪水」を採用したことに積極的な異を唱えるものではないが、あえて「確率洪水」を採用しなかった理由を明らかにする必要がある。

また、「浸水被害の解消」を「目標」とすることは適切であるとしても、実現を念頭に置いた「中期目標」の設定が必要と考えられる。すなわち、洪水が河道を安全に流下させることができたとしても、内水による浸水は依然として懸念され、われわれが実現できるのは「軽減」でしかないのではないかと。目標といえども安易に「解消」という表現を用いることは住民に過大な期待をもたせることになり、結果として不信感を招きかねない。

2) 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減

琵琶湖沿岸の浸水被害を軽減するには琵琶湖後期放流量の増加が必要であるとして、瀬田川洗堰・鹿跳溪谷・天ヶ瀬ダム・宇治川塔の島地区という区間の放流・流下能力を増強しようとする「一連の事業」であるが、次の4つの問題がある。

第1の問題は「事業の効果」である。この事業により琵琶湖の「ピーク水位の低下」と「浸水時間の低減」がもたらされるとされているが、肝心の琵琶湖周辺の浸水被害がどの程度軽減されるかが不明であり、これを明らかにする必要がある。

第2の問題は「事業の前提」である。増強の対象となる流量の一部は調査・検討とされている事業中の大戸川ダムからの放流量であり、調査・検討の結果によって「一

連事業」そのものが見直されることになる。したがって、大戸川ダムの調査・検討結果がでるまでは、この事業の必要性を判断することができない。

第3の問題は「制限水位および放流操作規定の見直し」である。これらの見直しにより、たとえば、事前放流などを導入することにより琵琶湖の浸水被害がどの程度軽減されるかについても検討する必要がある。

第4の問題は「代替案についての検討」である。琵琶湖周辺の浸水対策についても流域対応を併用した施策についての検討が必要である。

(3)一連区間整備の完成等

これまで進められてきた一連区間のうち、ごく一部の区間のみが未整備のものについて事業を継続実施して完成させようとするものである。

「基礎原案」に示された事業のうち、大津放水路の第2期工事については中長期的課題として検討を続け、阪神電鉄西大阪線橋梁の改築時期については河川整備の進捗状況だけでなく社会基盤の整備という観点から総合的に判断することが望まれる。

これら のうち、橋梁の工事に関しては許認可工事であり、京都府・市、大阪府・市が実際には施工するもので、ややもすると環境調査等モニタリングが十分になされてないことがある。河川管理者は自治体と十分協議し連携すべきである。

(4)土砂対策

山地から海岸までの土砂収支を図ることは重要な課題であり、ダム・堰・砂防ダムでの土砂の連続性を確保するばかりでなく、平常時の河道での土砂移動についての配慮が重要である。

これらの新設に際しては、土砂移動の連続性などに配慮した構造とするばかりでなく、自然環境や景観、リクリエーションなどについての検討が必要である。また、既存のものについても土砂移動の連続性、自然環境や景観、リクリエーションなどに配慮した改善と修復が検討されるべきである。

なお、実施に際しては新規技術の開発と採用についての検討が必要である。

3.2 高潮

淀川下流部の高潮対策は一応の対策がなされているとはいえ、大規模の高潮に襲われた場合にそれらが十分機能するとは限らない。日常時の整備・訓練が重要である。

陸間については、当面の課題として、迅速な対応ばかりでなく、対応時期そのものについても改善が必要である。

3.3 地震・津波

地震に備えて、地震後の復旧対策が円滑に進められるように河川を整備し、河川管理施設の耐震補強対策を実施することは緊急の課題であり、継続実施により早期の完成が望まれる。

なお、大阪湾における大規模埋立に対しては、洪水の流下と高潮・津波の遡上等を考慮して設定された「淀川河川保全区域」をもとにした規制・誘導が必要である。

4 利水

(1) 利水者の水需要の精査確認

利水者の水需要については、水利権許可件数延 241 件に対して、「水利用実績・需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水資源状況等について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに、精査確認結果を公表する」としているが、次の2点においてきわめて不十分である。

まず需要予測である。これまでの水需要予測が実績と乖離した過大なものであり、この乖離の原因を明確にすることが最重要課題の一つであるが、検討しようとする積極的姿勢がうかがえない。また精査確認時期についても「基礎原案」には単に「水利権更新の際に行う」としていることは説明が足りないといわざるを得ない。

(2) 水利権の見直しと用途間転用

利水者間の用途間転用では「利水安全度」や「河川環境」を踏まえて関係機関と調整するとしているが、とくに「利水安全度」については曖昧な要素が多い。すなわち、少雨化傾向等により現状の「利水安全度」は高くないとしているが、降雨量の変化の判断を僅か百年程度のデータで行うことは科学的とは言えない。また、近年の利水安全度の実力評価の算出基準が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著しく説得性に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。

なお、農業用水の慣行水利権を許可水利権化することについては促進を期待するが、地域の水環境に関する要望としては、農業用水路の農閑期を含めた常時通水などによる潤い豊かな環境保全・創出、生物の生息・生育環境に対する考慮が望まれる。とくに河川と農業用水路との間の生物の往来を保障するため、河川と水路双方の構造的検討について従来の行政の枠組みを超えた連携を求める。

(3) 既設ダム等の効率的運用による渇水対策の検討および実施

取水実態をよりの確に把握した補給や効率的な補給を行うことは管理者として当

然の事項であり、とくに取水実態の把握については日常的に行うべきである。なお、効率的な補給や既設ダム等の連携操作については河川環境への影響を考慮した検討が必要である。

(4) 渇水対策会議の組織改正

渇水時のみ取水制限等の渇水調整を行うための渇水対策会議を、平常時から水利用実態を把握し、効率的な利水運用を図る組織に改正することは重要である。しかし、現在でもできる種々の施策がなおざりにされている現状から考えると、河川管理者以外の第三者が主導することも検討する必要がある。

5 利用

5.1 水面

円滑な水面利用の確保についての検討に賛成する。ただ、円滑な水面利用のために本来の河川環境が損なわれたり、一部の排他的利用がなされたりすることのないよう留意しなければならない。堤内および周辺生物、水中生物への悪影響は避けたい、そして何よりも水質の悪化をおこしてはならない。この原則のもとで、河川保全利用委員会（仮称）の今後の課題とされるものであろう。

琵琶湖も、利用面からも抜本的な改善時期にきている。一昔前ののどかな水泳、ボート遊び、釣りといった光景はなくなり、水上バイクが騒音と排気ガスを撒き散らし、湖上にはプレジャーボートを利用したバス釣りが湖面を占有し、死亡事故も多発している。滋賀県においても、条例等で一定の対策は講じているもののほとんど効果をあげていない。このままでは、無法地帯であり早晩琵琶湖は快適に利用できなくなるであろう。安全でやすらぎのある琵琶湖であるためには、国としては法の整備を含む思い切った対策が求められる。

5.2 河川敷

河川敷の利用については、現状の利用形態を見直し、河川整備の方針として、基礎原案では、本来河川敷以外で利用するものについては縮小することを基本としている。桂川流域においても、広範囲にわたる公園やグラウンドの整備が進められており、環境保全の上から問題が大きいところである。既設の施設利用についても、河川環境や生態系に悪影響を及ぼすものについては、利用制限がはかられてよい。

この課題に対応するものとして提示されている河川保全利用委員会の設置には賛成である。この試みは、直轄管理区間だけでなく、必要な全河川に及ぼすべきものであろう。組織構成についての公正性、住民代表の参加の必要性、住民意見の反映方法等についてのきめ細かい内容が今後の課題としてつめられなければならないである

う。

5.3 舟運

かつて淀川は物流の大動脈として流域の産業・経済を支えたのみならず、淀川を通じた人々の往来は、京・浪速の文化興隆の礎であった。

「基礎原案」では、淀川の舟運の復活について「河口から三川合流点までの航路確保を検討する」とし、整備内容シートにも多くのページを割いて整備を推進しようとしている。大規模災害発生により陸上交通が不能になったときの緊急な物資輸送などに舟運が有効で、河川をこのような用途に活用することは理解できる。しかし単に親水のための運航や営利のための運航については、河川環境、とくに河川生態系保全の見地からは望ましくない。船舶やプレジャーボートの運航による水辺の侵蝕など自然環境への影響、浄水場取水口への濁水侵入、油や排気ガスによる水質汚染など問題が多い。淀川上流の流水域は、浅瀬が存在し、航路を確保・維持するためには大規模な河床掘削や多数の水制工設置など不自然で人工的な整備が検討されている。すでに淀川舟運整備協議会、淀川大堰閘門検討委員会が設立され、舟運復活に関して種々の検討が行われているが、その委員には地域・産業振興分野の組織代表や自治体関係者のみならず、環境保全に係る有識者やNPOの参加による総合的な検討と情報公開、一般意見聴取が求められる。

5.4 漁業

「基礎原案」に言う「河川環境を保全再生し、結果として水産資源の保護・回復につなげる」という基本方針に賛成する。この基本方針を河川管理者、内水面漁業者ともに直轄管理区間の内外を問わず、琵琶湖を含む全河川にわたる共通の課題とすべきである。内水面漁業者も、アユなど経済魚種のみを対象とするこれまでの考え方から、当該河川の本来の多様な魚類・甲殻類・貝類など生態系保全・生物多様性の視点に立って、持続的漁業を目指すべきである。

6 維持管理

(1)河川管理施設の機能保持

河川の維持管理は、本来河川が持っている役割や機能が安全・確実に発揮できるように実施するとの認識からこれまでのように治水や利用の観点から考えるだけではなく、今後は河川環境とりわけ生物の生育・生息の場としての見地から見直されなければならない。

- a)安全利用のためにさまざまな対応や対策が示されているが、対応の継続的实施や対策の検討はいずれも賛成する。この領域でも、住民や利用者（とくに身体障害

者など)の意見が反映されることが望まれる。また、不法工作、不法占用などの違法行為に対しては、適切な法的措置をとることが必要であろう。

- b) ゴミ処理、不法投棄の防止については、河川整備における緊急の課題として賛成する。日吉ダムに関しては、日吉町が特に条例を制定してこの問題の積極的な取り組みを行っているが、関係機関との協議連携の上、実体のある効果的な対策が速やかに実施されることが望まれる。
- c) 河川環境保全のための指導については、「指導」の意味やその詳細に不明なところがあるものの、河川管理者が、河川レンジャーや地域・流域住民等の参加のもとで、不適切な河川の利用に対しては、通報・阻止・排除など適切な対応を行い、河川の環境の保全を図ること自体には賛成である。

(2) 許可工作物の適正な管理

- a) 許可工作物、特に河道横断構造物に関しては、災害防止の観点からだけでなく河川環境とりわけ河川生物保護の観点からもその構造、機能、使用実態などを定期的に点検し、必要があれば改善の指導を行わなければならない。
- b) すでに役割を果たし終えて放置されているものは速やかに撤去すべきである。
- c) 魚道が設けられていない取水堰などには速やかに設置を指導すること。
- d) 河口堰や取水堰の既設魚道については、つぎの取り扱いをすべきである。
既設魚道で構造上その機能を果たしていないものや著しく性能の低いものについては指定区間、指定区間外区間を問わず改築などの改善を指導すること。
既設魚道で運用上その機能を果たしていないものまたは何らかの理由によりその機能が妨げられているものについても同様に改善を指導すること。
- e) 新たにダム、堰、樋門、橋梁などを設置するときは、その規模、デザイン、色彩など周辺景観への配慮が重要である。

(3) 河川区域の管理

1) 河道内樹木の伐採と管理

河道内樹木の管理について、河川管理者の環境配慮の方針に賛成する。生物の生息・移動環境を保全するため河畔林や樹林帯との連続性を考慮した管理を行うべきである。

河道内樹木についても、上記環境配慮の視点に立って治水上支障となる樹木の伐採は必要であり、その面でも滋賀県との連携強化が求められる。

2) 安全利用のための対応

河川敷へのアクセスのバリアフリー化に際しては、河川の生態系保全、自然再生の見地から過度の整備は差し控えるべきである。

7 ダム

7.1 既設ダム

(1) 攪乱放流の試験操作の実施

2.3 参照

(2) 急激な水位低下が生じないダム等の運用操作の実施

下流河川で急激な水位低下がおこり、魚類が逃げおくれ、斃死する現象が生じている。ことに3～6月は産卵期であり、急激な水位低下がおこらないよう天ヶ瀬ダム・瀬田川洗堰の運用操作の実施は大いに評価できる。

(3) 選択取水や曝気等の水質保全対策の実施

基本的にはダム上流の汚濁負荷を削減すべく面源対策を並行して実施することが必要である。ダムでの個別対策についてはこれまで実施されてきた深層曝気施設などの効果の検証に基き今後の対策を検討すべきである。

(4) 生物の生息・生育実態調査の定期的実施

生物の生息・生育実態調査は定期的に実施するべきであるが、これまで行われてきた調査内容の再検討が必要である。

これらの調査がダム湖の生態系の理解につながり、得られた情報が今後のダム管理や意思決定に有効活用できる形に調査が再整理される必要がある。

いまのところ、調査は「水辺の国勢調査」のことをさしているようだが、この調査では、種のリストアップにすぎず、さらに詳しい調査が必要である。

(5) 魚類等の遡上・降下障害の軽減策の検討

外来魚対策の検討を明記するべきである。ダム湖が下流への外来魚の供給源となっている可能性が現時点では否定できず、調査とその結果にもとづく外来魚対策が望まれる。

(6) 土砂移動障害の軽減策の検討

ダムにおいて土砂移動の連続性を確保することはきわめて重要な問題であり、最近ようやくいくつかの方法が試行的に実施されるようになったが、現段階では技術的に未解決の問題が多く残されている。土砂移動障害の影響は今後さらに深刻になると考えられるため、動的な安定河道の実現をめざした検討を早急に開始する必要がある。なお、水系全体の土砂収支をはかるには、すべてのダム・堰・砂防ダムを対象とする必要があり、「基礎原案」に示されたダムに限定すべきでない。

(7)ダム湖法面の裸地対策の検討および試験施工の実施

水位変動の大きなダムの法面の裸地対策は植物の生育が困難であるため実施には試行を含む慎重な検討が必要である。もし実施するとしても、外来種を用いないことが重要である。

(8)ダム水源地の活性化施策の実施

ダム水源地域の活性化に向けた周辺環境整備については進めるべきであるが、「湖面利用」は、ダム湖で事故が起こった場合の問題や水質悪化をもたらす恐れもあり、環境保全のうえからも慎重な配慮が必要とされる。地域の活性化が自然環境破壊をもたらすことのないよう、また、地元自治体や住民との密接な連携が求められる。

ダム水源地の活性化は必要な施策ではあるが、その方法についてはさらに検討が必要である。イベントや箱ものに依存した過去の事業は再検討の必要があり、水質を含む自然環境の保全と矛盾しないものとする必要がある。とくに、湖面活用については、慎重な対応が望まれる。たとえば外来魚利用による活性化には疑念がある。

(9)放流時の警報活動の充実・強化

概ね妥当と判断される。

(10)ダム附属設備の機能保持

概ね妥当と判断される。

(11)流入流木の有効活用

概ね妥当と判断される。ただし、流木の発生源である上流の森林の保全対策も併せてとる必要がある。流木についてはチップ以外の有効活用についても幅広い検討が望まれる。また、落葉・落枝の役割と同様に、流木の河川生態系に与える意義についての検討も望まれる。

(12)既設ダムの再編・運用変更による治水・利水機能向上の検討

既設ダムの再編・運用変更による治水・利水機能の向上を図ることは重要であるが、調査・検討とされている事業中のダムが関連するものについては、調査・検討の結果がでるまで検討の対象とするべきではない。

(13)既設ダム等の連携操作による渇水対策

治水・利水機能向上についてと同様に、既設ダム等の連携操作による渇水対策を行うことは重要であるが、調査・検討とされている事業中のダムが関連するものについては、調査・検討の結果がでるまで検討の対象とするべきではない。

7.2 各ダムの調査検討内容

(1) 大戸川ダム

大戸川ダムは、「琵琶湖の急速な水位低下の抑制」、「日吉ダムの利水容量の振替」、「大戸川の洪水被害の軽減」、「下流部の浸水被害の軽減」を目的とした事業であるが、目的ごとの問題点を示すと、次の通りである。

「琵琶湖における急速な水位低下の抑制」については、すでに1.2で述べたように、琵琶湖水位の低下を補うに要する水量に比べて大戸川ダムのこの目的に利用できる容量は圧倒的に小さく、琵琶湖水位に換算すれば僅かな抑制効果しかない。したがって、この問題についてはむしろ洗堰における水位操作によって対応すべきである。

「日吉ダムの利水容量の振替」については、大戸川ダムの治水機能に支障をもたらすうえに、環境流量の観点からも問題がある。すなわち、三川合流より下流の利水が確保されとしても、日吉ダムから三川合流までの流量が少なくなり、桂川を悪化させる恐れがある。利水が問題となるのはつねに渇水時である。渇水時の桂川をどのように考えているかの説明が必要である。さらに、遠く離れ、異なる集水域で、集水面積も大きく異なるダム間で、たとえ数量的に辻褄が合っているとしても、対等な利水機能の振替ができるかについては、疑問があるといわざるを得ない。

「大戸川の洪水被害の軽減」についても有効性に疑問がある。大戸川下流部はかつて洪水氾濫の常襲地帯であり、多くの家屋が山際に移転した過去をもっている。したがって、たとえ洪水氾濫が発生しても、破堤しなければ、河川周辺の農地が冠水する程度で、壊滅的な被害は流域対応の併用により防げる可能性が高い。さらに大戸川は土砂の供給量が多い。したがって、砂防事業が進み、ダムの排砂技術が進歩したとはいえ、洪水時の堆砂により上流部で新たな洪水災害が発生する可能性もある。

「下流部の浸水被害の軽減」についての有効性も疑問である。既存の天ヶ瀬ダムの洪水調節機能を活用すれば、下流部の治水安全度を確保することは可能である。

以上の理由により、大戸川ダムについては、中止することも選択肢の一つとして根本的な見直しが必要である。

(2) 天ヶ瀬ダム再開発

天ヶ瀬ダム再開発は、「琵琶湖周辺の浸水被害を軽減させるために、できるだけ多くの流量を琵琶湖から放流(いわゆる後期放流)する」ために、瀬田川から宇治川の流下能力を増大させる一連の事業の1つで、ダムの放流能力を大きくしようとするものである。

一般論としていえば、ダムの放流能力を大きくすることは治水機能の増大につながり、推進が望まれる事業であるが、この再開発計画は「一連事業」の1つであるから、3.1(2)1)に示した問題についての検討がなされたのちに結論を出すべきである。

なお、ダムの放流能力を大きくする場合は、「整備内容シート」に示された各種の

方法を併用すべきであり、ダムに堆積した土砂の排出にも役立つ方法について検討することが望まれる。

(3)川上ダム

「基礎原案」に示された川上ダムの目的は、「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」と「下流部における浸水被害の軽減」の2つであるが、調査・検討項目に「水需要の精査・確認」が挙げられているため、「利水」も目的の1つと仮定した意見を示す。

「既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」には次の2つの問題が含まれる。1つは現在の河川整備計画で一般に用いられている「年超過確率洪水」ではなく、「既往最大規模の洪水」が対象とされていることである。委員会としてこのことにあえて異を唱えるものではないが、治水目標を低下させたとの誤解を避けるため、「既往最大規模の洪水」を採用したことについての説明が必要である。2つは「解消」についてである。厳密に言えば、「解消」は不可能であり、われわれが実現できるのは「軽減」でしかない。目標あるいは願望として「解消」を用いたとすれば、住民に過度の期待をもたせることになりかねない。

なお、浸水被害については、解消であれ軽減であれ、なんらかの対策が必要であり、これを取り上げることは妥当である。

「下流部における浸水被害の軽減」についてはここにいう「下流部」を淀川下流部と解釈すれば、水位を低下させる効果はあるものの、どの程度浸水被害を軽減できるかはさらに検討を要する。

「利水」については、これまでの水需要予測が実績に比べて過大であるという現実と、これからの利水は水需要を管理・抑制する水需要管理に転換すべきであるという「提言」の理念からも、抜本的な見直しが必要である。

以上の理由により、川上ダムについては「上野地区における既往最大規模の洪水による浸水被害の解消」が最重要課題であり、これを代替できるかどうかダムの建設の可否を支配することになる。

「基礎原案」には、いくつかの「遊水地案」、「溜池掘削嵩上げ案」、「ピロティー案」、「輪中堤案」などが示されているが、それぞれの案あるいはそれらの併用案についてさらに検討する必要がある。たとえば、さらに新たな遊水地、放水路についても検討が必要である。

(4)丹生ダム

丹生ダムは、「琵琶湖水位の急激な低下と低水位の長期化の抑制」、「淀川水系の異常渇水時の緊急水の補給」、「姉川・高時川の河川環境の保全・再生」、「姉川・高時川の洪水被害軽減」を目的とした多目的ダムである。

現在、この事業は「調査・検討」を行うとされているが、事業の有効性に次のような疑問がある。

「琵琶湖水位の急激な低下と低水位の長期化の抑制」については、この目的に利用できる丹生ダムの容量から考えると、急激な低下の緩和量は小さく、低水位の抑制量も微小である。さらに、これらが生態系に及ぼす影響をどれだけ軽減できるかが不明である。

「淀川水系の異常湧水時の緊急水の補給」についても、丹生ダムからの補給水が広大な琵琶湖を経由して行われることを考えると、あまり有効とはいえない。

「姉川・高時川の河川環境の保全・再生」については、灌漑期に発生する「瀬切れ」を解消するには丹生ダムからかなり大量の放流が必要であり、前２者の実行との整合がはかれない可能性がある。

「姉川・高時川の洪水被害軽減」については、対象規模を超える洪水に対する効果に疑問がある。

一方、丹生ダムの目的を代替する案として、琵琶湖の環境に関連する事項については洗堰の操作の見直し、異常湧水については利水者の節水、姉川・高時川の環境については農業用水との調整、姉川・高時川の洪水については堤防補強などの河川対応と警戒・避難などの流域対応の併用など各種の代替案が考えられる。

丹生ダムの建設でとくに懸念されるのは環境への影響である。「提言」では、自然環境に及ぼす影響が大きいなどのため、「ダムは原則として建設しない」とされた。上述のように、有効性に問題があり、代替の可能性の大きい丹生ダムについては、環境面からも抜本的な見直しが必要であると考えられる。

なお、丹生ダムの建設を前提として、高時川河川敷の樹木が放置されるなど河川管理面に問題が生じているうえ、社会的混乱をもたらす恐れもあるため、早急に調査・検討の結果を示す必要がある。

(5) 余野川ダム

狭窄部上流多田地区の浸水被害を軽減するため、一庫ダムの治水機能を強化するには、同ダムの利水容量の一部を他のダムに振替える必要があるとの理由から、余野川ダムの建設が計画された。したがって、余野川ダムの問題は、多田地区の浸水被害を軽減するための「一庫ダムの治水機能強化」、一庫ダムの一部利水容量の「余野川ダムへの振替」、「余野川ダムの建設」に分けて考える必要がある。

多田地区の浸水被害を軽減するために「一庫ダムの治水機能強化」を行うことは必要であるが、これだけでは浸水被害を軽減するには不十分である。

一庫ダムの一部利水容量の「余野川ダムへの振替」については、日吉ダムと大戸川ダムの関係で述べたように、流域が異なりかつ流域面積が大きく異なるダム間での容量振替は、たとえ数量的に辻褄が合っていても、対等な利水機能の振替ができるかに

については、疑問があるといわざるを得ない。

「余野川ダム建設」が周辺の環境に及ぼす悪影響は大きな問題である。ダムの建設予定地は、大規模な宅地開発地に隣接する貴重な「里川・里山」で、オオタカに代表される豊かな生物の生息・生育地でもある。

また、余野川の流水は隣接した北山川に分水され、北山川につくられた余野川ダムに貯留されることになっているが、ダムの容量に比べて集水面積が小さいため、ダム湖水の回転率が悪く、水質の悪化が懸念される。さらにダム湖周辺には大規模の住宅開発が予定されており、水質悪化の可能性はきわめて高い。

このように、余野川ダムが補完しうるのは一庫ダムの機能の一部であり、多田地区の浸水被害の軽減にそれほど有効であるとは認められないうえに、振替利水機能、周辺環境への悪影響、水質問題などがあるため、多田地区の浸水被害の軽減には流域対応を含めた別の方法も併用するのが望ましい。

以上の状況から、余野川ダムについては、中止することも選択肢の一つとして、抜本的な見直しが必要である。

8 関連施設

淀川の高水敷に人工的に整備されたグラウンドなどのスポーツ施設整備は、本来の淀川の生態系を分断・破壊しており、河川の特性を十分活かした利用形態に戻すために、鋭意自然再生・再自然化を図るべきである。

- 2 整備内容シートについての意見案

(031029版)

- 10/19に委員の皆様にお送りした031019版を修正したものです。
- 「実施 / 検討」の欄は整備内容シートのスケジュール欄の内容を庶務が転記したものです。

【河川整備計画策定・推進】

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
計画-1	5.1.2	河川レンジャー	淀川水系	検討・試行	河川レンジャー計画の検討・試行は「可」と判断する。河川レンジャーの拠点を速やかに整備し、実施に向けて早期に検討・試行を重ねるべきである。河川レンジャーの境遇や権限・役割等は、住民参加型の「河川レンジャー検討委員会（仮称）」を設立しその中で検討し、河川レンジャー制度設置以前に定めておく必要がある。なお、河川レンジャーの人材育成に力を注がなければならないことはいうまでもない。当面、自然環境と直接対峙する農林漁業者や地域特有の経験を伝承する地域住民等の採用も視野に入れ検討して欲しい。

【河川環境】

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
環境-1	5.2	河川環境のモニタリングの実施と評価	共通	実施	モニタリングの実施に先立って、2000年の新環境基本計画に基づく戦略的環境アセスメントの実施を望むものである。評価次第では事業の中止もありうる訳であるが、専門家・住民・住民団体の協力を得て調査活動をすべきである。 提言で「多自然型川づくり」からの脱却と新しい方法を提案している以上、評価はもっと厳しいものであるべきで、例えば、鶴殿地区におけるモニタリング例はモニタリングとはこの程度のものかという誤解を招きかねないので、相応しくない。広域的な、流域全体としてのモニタリング例を挙げるべきであろう。さらに、モニタリングが有効であるためには通り一遍のものに終わるのではなく、現場の実情に合ったモニタリング計画を立て、それを検討し結果の評価をする組織が必要である。つまり、モニタリングまたは事後調査という言葉が使われている割には、具体的に誰が、どこで、どのようにしてデータを収集し、解析・評価するかが記されていない。管理者の管理体制を明確にするとともに、業務の引継ぎにも配慮する必要がある。 モニタリングの項目・評価基準表といったものを用意することも必要と考える。
環境-2～ 環境-9 (共通事項)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施 (共通事項)	淀川	早期実施 および 追加検討	庭窪、楠葉、牧野、鶴殿、赤川、海老江、西中島の7地区が挙げられているが、7つの地区全体に共通して述べられていることは「事業効果」について、効果を断言するような、例えば「創出」「修復」「回復」といった表現を改める必要がある。これらは例えば「創出が期待される」とか「改善が期待される」などに変えるのが適当である。 また、具体的検討手法に示された検討手順の流れの中に、「事後調査の計画及びその検討」を追加する必要がある。「シート環境-1、3/4」に示され広く用いられている「全国で統一的行うモニタリングの例『河川水辺の国勢調査』」で示された調査手法はモニタリングの手法として十分ではない。モニタリング調査計画は現場の状況にあわせて立てられるべきで、場所によって調査計画は異なって当然である。モニタリング項目や評価基準表などの使用によりこの内容を明確に示す必要がある。 以下に、各地区毎に考慮すべき意見を示す。
環境-2 (庭窪地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(庭窪地区)	淀川	早期実施	庭窪地区の実施に当たっては、再びゴミや外来の水草が入らないよう工夫することが必要である。 水制工の高さ、開口部の位置・方向について十分配慮されたい。
環境-3 (楠葉地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(楠葉地区)	淀川	早期実施	過去にワンド群が存在していたが、河床低下で干上がっていたものである。今回実施された、素掘りと簡単な水制工によるワンドは、今後のモデルケースになるものとして期待される。この地点の水生生物の回復は、淀川本川の最上流域として貴重な場所となる。実施結果についての成功・不成功の判定にはかなり長時間が必要であることを明記すべきである。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
環境-4 (牧野地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(牧野地区)	淀川	早期実施	牧野地区の実施については、淀川上流域での魚貝供給源が再生される点を評価する。 樋之上地区について図面が示されているが、事業効果等について十分な説明がされていない。
環境-5 (鵜殿地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(鵜殿地区)	淀川	早期実施	切り下げによってヨシ原の保全・回復は賛成するが、全体像を示して欲しい。 ヨシ原の保全・回復だけでなく、ワンド・たまりなども併せて、様々の水辺の保全に広げるべきである。
環境-6 (赤川地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(赤川地区)	淀川	実施	ワンドの整備だけでなく、ヨシ原なども併せて様々の水辺の保全に広げるべきである。 淀川本川最下流の水生生物の供給源としての意義と劣化した城北ワンド群に流れを生じさせる目的と考えられるが、事後のモニタリングの結果をまて評価したい。将来は、毛馬の閘門と水門をいれかえて、水門を大川左岸側につくすることを視野に入れるのが望ましい。
環境-7 (上津屋)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(上津屋)	木津川	早期実施	干陸化した河床を切り下げて、なだらかな水域を造成することは賛成するが、木津川では、増水ごとに川の流れが変わるので木津川全体の河床低下対策が必要である。 この計画において、八幡市との関連事業と記されているが、全体構想を示す必要がある。住民参加の内容を明確にするとともに、従来の「都市公園計画」に準じたものとならないよう配慮されたい。
環境-8 (海老江地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(海老江地区)	淀川	早期実施	高水敷を切り下げ、比較的浅い低水路のある本地区に盛り土で干潟を整備したことは評価する。汽水域の全ての事業に共通することだが、現在、新淀川は増水時の放水路となっていて汽水域となっていない。新淀川に常時水が流れるようにし、汽水域の干潟にするべきである。
環境-9 (西中島地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を実施(西中島地区)	淀川	実施	高水敷を切り下げ、ヨシ原の再生を目指して干潟を造成整備したことは評価する。周辺のヨシ原と連続させた広がりを期待するとともに、モニタリングの結果を待って今後を考えていくべきである。
環境-10 (唐崎地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復を検討(唐崎)	淀川	早期実施 / 淀川環境委員会	この地区については、芥川を活かした多面的な水辺環境を保全・再生する事業で、生物相が回復してくれば、淀川では最も広大な供給源となることが期待される。全体像を明らかにしつつ、部分的にでも取りかかれる所から実施して欲しい。事業効果の表現は「回復となる」ではなく「回復が期待される」とすべきである。
環境-11 (水無瀬地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(水無瀬)	淀川	早期実現 / 淀川環境委員会	干陸化した寄り州を切り下げて攪乱を受けやすくすることには賛成である。淀川には、干陸化した寄り洲は多数有り、淀川全域の寄り州の見直しが必要である。 事業効果の表現は「復元される」ではなく「復元が期待される」とすべきである。
環境-12 (前島地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(前島)	淀川	早期実現 / 淀川環境委員会	イメージ図が分かりにくい。なだらかな水陸移行帯を作ることが必要で、ヤナギ程度なら良いとして川の中に林をつくったり、チガヤ草地を育てるという発想は川が植生を育てるという考え方に変えるべきであって、初めは裸地でよい。また、自然公園地区という割に園路などが多すぎる。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
環境-13 (野洲川河口[砂州含む])	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(野洲川河口[砂州含む])	野洲川河口	追加検討 / 委員会	ここで取り扱う地域は、河口域の整備としては範囲が狭く極めて不十分であり、大幅な拡大が必要である。また、「代替案の検討」には3案が挙げられているが、「川が川をつくる」ことを可能とするためにはこれでは不十分で、さらに他の代替案の検討が必要である。 なお、提案理由に示された「1. 箇所決定理由」の記載は不適切である。 まず、「野洲川は放水路であるが」とあるのは表現として不適切である。また、「一定の自然環境が形成されている」ともあるが、これは無意味な言葉であり、「一定の自然環境が形成されないようなところは存在しない」と強弁することさえ可能である。それはともかくとして、少なくとも一部に直轄部を含む野洲川などにおいては、上流から下流までを一貫して、整備の検討対象とすることが肝心である。当面、いくつかの個所を選ぶ必要もあるが、それらもまたすべて検討の対象にしなければならない。 また、追加として草津川および琵琶湖への流入河川についても検討されたい。 1. 「草津川」についても「横断方向の河川形状の修復を検討」すべきである。とくに草津川の場合は、河川水が新河川に移って時間があまり経っておらず、従来の工法を批判的に見つめる対象の一つとしても適当な河川であることは自明の理である。従って、少なくとも検討の対象に入れなければならない。 2. 「琵琶湖への流入河川一般」についても「横断方向の河川形状の修復を検討」すべきである。直ちに実施することは困難としても、直轄でない河川、さらには2級以下の河川についても、その整備は全体として検討しなければならないことは、「提言」はもとより、河川審議会の報告等からも明らかである。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然であり、猛省を促したい。
環境-14 (下河原地区)	5.2	横断方向の河川形状の修復の検討(下河原地区)	猪名川	追加検討 / 試行 / 委員会	下記項目を追加検討されたい。 地域住民参画のワークショップには、流域全体の環境を視野に入れた河川レンジャーとの連携をはかり、地域の特性に応じた河川環境再生の目標像を設定する。この目標像に即してモニタリングの評価項目・評価基準を設定して実施する。モニタリング結果を公開し、順応的に目標像そのものまたそれへの実現に向けた施策の見直しを行う。下河原で実施に移されてるとおり、横断方向の河川形状の再生が最終目標ではなく、再生された河川環境を活用した、環境教育・自然体験のプログラムも同時に、地域住民の参画と協働のもとで推進する。 下河原、下加茂地区以外に貴重な既存のワンドを有する神田(こうだ)地区の整備も加えるべきである。
環境-15 (下加茂地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(下加茂)	猪名川	追加検討 / 試行 / 委員会	水制による河川整備は、多自然型工法の反省を踏まえ「川が川をつくる」という提言の趣旨に沿っており高く評価する。 目標の設定、また、その利用については環境-14に準じて追加検討されたい。
環境-16 (大淀地区)	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(大淀)	淀川	検討 / 淀川環境委員会	高水敷の切下げて大淀地区干潟とヨシ原の回復の検討は、大淀野草地区を干潟に取り込んだ形での改造が望ましい。
環境-17	5.2.1	縦断方向の河川形状修復の実施(魚類の遡上・降下)	桂川支川小泉川	実施	桂川支川小泉川での実施については、本川に接続する小支川として、魚や甲殻類の遡上を妨げている落差工に新たに魚道を整備することは大変意義のある取り組みである。流域全体からみれば、まず下流から設置が望ましいが、小規模な落差工の修復、魚道のあり方などの例として早急に実施され、モニタリングを実施し、今後の類似事業に役立てるべきである。また、施工前の生物モニタリングと、施工後の遡上・降下の効果の確認が必要である。(淀川環境委員会の検討を待ちたい)

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
環境-18	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の実施(魚類の遡上・降下)	淀川	早期実施 / 淀川環境委員会	淀川水系の縦断方向の連続性回復のモデルとして、淀川大堰の魚道の根本的な改造が実施されれば、大阪湾と木津川上流の間で、河川生物の遡上・降下を考慮した大事業となる。早急に実施を望みたい。 淀川大堰については、左岸・右岸の調節板改良の効果を検討しながら、左岸の隔壁改良、兩岸の呼び水、水路の緩傾斜化など改良すべき箇所は多いので、とりあえず早急に実施すべきである。次の段階として、大堰閘門設置時に魚道の設置を考慮していただきたい。将来的には、魚道としては側道方式を実施されたい。シートの現況、事例の写真等の意味が理解しにくい。こうしたことから、魚道関係の専門家の意見を十分聴取することを要請したい。
環境-19	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	淀川	追加検討 / 淀川環境委員会	検討内容では、水門や閘門に魚や底生動物が通りやすい構造をした魚道の設置検討となっているが、具体的にどこに造るか提示されていない。ここに魚道を造る場合は、環境-6に示したように赤川地区との連携を活かし、水門と閘門を入れ替え、水門を左岸側にして魚道をつくることが望ましい。シートでは閘門操作が提案されているが、魚類の移動を考慮した人工的な操作を長期間続けることは無理と思われる、できるだけ自然な移動の検討を行うべきである。当面はアユの遡上期を含む期間の3月～10月を対象に実施・検討されることは評価できる。将来に向けて魚道関係の専門家の意見を十分聴取することを要請する。
環境-20	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	桂川	早期実現 / 淀川環境委員会	整備対象とされている8つの井堰は、現在、魚道の不備により、魚類等の遡上、降下にほとんど役立っていない。魚道整備は、実効性があるかどうかを十分検討の上、優先順位を決め、着手できるところから早急に実施すべきである。桂川の魚道の多くは、もともと農業者により開発され保全されてきたものである。魚道施策の検討に際しては、魚道関係の専門家の意見を十分聴取することを要請したい。
環境-21	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	木津川上流	早期実現 / 追加検討	比較的容易に実施できるところは、早急に実施にすべきである。また、魚道施設が有効な機能を発揮するためには、施設整備だけでなく、農業用水取水者、内水面漁業等との調整も重要と考えられ、学識経験者、地元有識者からなる委員会を設置して技術面、運用面について検討を行うべきである。
環境-22	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	野洲川 落差工	早期実現 / 追加検討 / 委員会	魚道の検討にあたっては、魚類等の遡上・降下のモニタリングを、長期(少なくとも各季節)、異なる時間帯(夜と昼)、異なる水量とその変動パターンなどの各条件下で実施すべきである。実施にあたり、小規模な改築により遡上環境の改良が可能かどうか、十分な検討が必要である。 検討にあたっては、直轄でない河川、さらには2級以下の河川にあるすべてのダム・堰等についても、その整備は全体として検討範囲に含めなければならない。「環境委員会(仮称)」に、住民や住民団体(環境NGO)の参加、検討結果をデータベース化し、その情報を共有化するシステムを検討する必要がある。「環境委員会(仮称)」については以下の関連する整備内容シートについても同様)
環境-23	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	猪名川	早期実現 / 追加検討 / 委員会	試行を行い、早期実施に向けて努力をされたい;平成25年度まで検討・委員会開催とのスケジュールでは、何もしないと宣言するに等しい。農業用水取水容量の実態調査を早急に実施すること。水生生物の移動にとっては堰などの河川横断構築物が無い方が望ましいので、堰の撤去も視野に入れて検討を行って欲しい。検討の結果、堰が必要とされる場合においては、縦断・横断方向の連続性に配慮し、水生生物の遡上・降下が可能な落差が小さく深みに配慮し、かつ水生生物を魚道の入り口に誘導できる構造・運用法を工夫されたい。水生生物の移動にとって重要な役割を果たす堰においては、全面魚道もその選択肢に入れていただきたい。また魚道が機能的に効果を発揮するためには、関係漁協また地域住民の参画と協働による維持管理が重要であり必要である。また、魚道が本来の機能を発揮できる水量確保策(農水利水等との調整)について検討すべきである。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
環境-24	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	瀬田川	早期実現 / 委員会	大津市南郷1丁目地先瀬田川への千丈川流入合流部、瀬田6丁目地先篠部川における、魚類等の遡上・降下に配慮した構造をすみやかに検討していただきたい。小規模な改造により遡上環境の改良が可能かどうかについて十分な検討が必要と思われる。例えば、魚道を改良しても、農業用水の取水の仕方を改めないと魚道に適正な(多すぎず少なすぎない)流量を流すことが不可能な場合はないか、個々の事例ごとに検討が必要である。検討のとりまとめにあたり、モニタリングの検討、連続性確保の構造検討、意見交換会の開催、さらに環境委員会(仮称)による意見聴取などが成果をあげることを期待したい。また、検討した結果を何らかの形でデータベース化して共有化するシステムを検討すること。
環境-25	5.2.1	縦断方向の河川形状の修復の検討(魚類の遡上・降下)	猪名川	早期実現 / 追加検討 / 委員会	試行を行い、早期実施に向けて努力をされたい。平成25年度まで検討・委員会開催とのスケジュールでは、今後20～30年後の整備計画原案をもとにした整備計画としては、何もしないと宣言するに等しい。詳細はシート環境-23を参照されたい。
環境-26	5.2.1	魚類等の遡上・降下が可能な方策を検討	既設ダム	追加検討 / 委員会	● 既設ダム(日吉ダム)について。 縦断方向にダム・堰等の河川横断工作物により不連続になっているところに魚道での対策施策の検討をすることは、すべての面でリスクが大きく、非現実的と判断せざるを得ない。検討要素にコストも含めた上で、可否を含めた検討を十分に行うべきである。また、限定された魚類を調査対象とするのではなく、すべての遡上・降下生物を調査の対象とし、水量調節を考慮した管理方法を検討していただきたい。 ● 瀬田川洗堰、天ヶ瀬ダムについて。 対象魚種の選定についても検討、とされているが、限定された魚類を調査対象とするのではなく、すべての遡上・降下生物を調査の対象としていただきたい。また水量調節を考慮した管理方法を検討内容に加え、既設ダムへの魚道設置については、魚道での対策が不可の場合の代替案も含めた検討が必要である。検討要素にコストも含めたいうえで、可否を含めた検討を十分に行うべきである。 ● 検討項目の追加 ダムが魚類を始めとした水生動物の生活史の何を何処で分断しているのかを精査し、魚道の必要性を検討する必要がある。このことを見極めたうえで、魚道の必要性を検討する必要がある。流域全体を視野に入れる必要があり、ダムの位置によっては魚道設置の意味がそれほどない場合もありえる。この場合は費用対効果を勘案し、魚道設置を断念することも視野に入れるべきである。まず既設の青野ダム魚道が賢明な策だったのかとんでもない愚行であったのかを十分に精査・検討・評価し、次の魚道設置ダムを検討すべきである。モノレール式魚道は、流域全体のダムの位置、遡上対象とする魚類を精査し、慎重に行う必要がある。検討で可。ただし、魚類だけでなくすべての水生生物について移動経路の確保を検討すべきである。また、検討した結果を何らかの形でデータベース化して共有化するシステムを検討すること。
環境-27	5.2.1	横断方向の河川形状の修復の検討(家棟川地区、内湖・湿地帯)	琵琶湖・家棟川	早期実現(家棟川) / 内湖・湿地帯の検討	検討で可。ただし、家棟川ピオトープは、造園的な発想で整備されてきており、このような「ピオトープ」型の整備はそろそろ終わりにし、今後は、琵琶湖本来の内湖を復元する方向での整備を検討すべきである。そのためにも、この型のピオトープの評価を行い、その結果をデータベース化して得失を明確にすべきである。また地元との連携強化による「住民参加によるワークショップやモニタリング」は十分成果が上がるよう実施されたい。
環境-28	5.2.1	琵琶湖及び流入河川間の連続性を回復することについて、滋賀県と連携・調整する	流入河川・琵琶湖	早期実現 / 委員会	とくに、一定の水位変化に対して広い水陸移行帯が生じる可能性のある場所で連続性の確保の修復を行うこと。したがって河口域兩岸の修復もありうる。その規模と効果について、検証を行い、検討した結果を何らかの形でデータベース化して共有化するシステムを検討すること。また住民参加の方法を明確に示すこと。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
環境-29	5.2.2	水位操作の試行を実施(淀川大堰)	淀川	早期実施 / 淀川環境委員会	検討手法にモニタリング調査計画・検討を追加する必要がある。また、自然流量の季節変化に基づいて、他の季節についても検討すべきだろう。さらに、上流のダム群の操作と運動についても検討していただきたい。これまで、堰の操作は治水、利水の目的以外には行われなかったが、この事業は環境の改善のために行われ、すでに2ヶ年が経過していることは評価している。
環境-30	5.2.2	水位操作の検討(瀬田川洗堰)	瀬田川	早期実施 / 試行・委員会	水位操作の試行にあたっては、試行の影響が十分予測できないことから、具体的な試行のあり方そのものをもっと慎重に検討すべきである。試行を行った場合、魚類への影響だけでなく、水質、底質、ならびに地形(湖底、湖岸)、沿岸生物群集(大型水生植物や底生動物)等、様々なパラメーターに与える影響を検討すべきである。また試行によって様々な社会的影響が生じることが予想されることから、試行前に、試行に関する情報を公開すべきである。試行期間は、当面5年を目途として中間とりまとめを行い、その後の試行の判断材料にすべきである。また提案理由の「3. その他の検討」については、試行と同時に検討するのではなく、試行の結果を十分検討した後に行うべきである。琵琶湖が自然湖沼でありかつ特異な性格を持っていることに鑑み、水位の自然的季節変動を基本に全体的な水位操作の見直しについて、操作規則改正をも含めて検討されなければならない。整備計画の検討事項として、このようなものが記載されていないのは極めて不自然である。
環境-31	5.2.3	ダム・堰の適正な運用を検討	淀川	早期実施 / 淀川環境委員会	具体的実施内容は可とするが、他のシート同様、事業効果の表現を「改善が期待される」と変更すべきである。具体的な検討事項として、新淀川の水量(放流量)増加と側流式魚道の検討も加えられたい。その結果、汽水域の回復と水質の改善が期待される。環境-35、環境-36と一連のものとして総合的に考えるべきである。
環境-32	5.2.3	ダム・堰運用による水位変動、攪乱の増大の検討	既設ダム	早期実施 / 追加検討 / 試行	桂川関係分(日吉ダム)については、平成16年度より試行、とされる部分について、候補地点の現状についての情報が必要である。生態系の状態、改善可能性、減水区間(効果が及ぶ範囲)の長さなどの情報は、各事業の重要性を把握するために必須の要件である。また、試行後の下流の生態系の変化等についても試行後のモニタリング、評価が必要である。日吉ダム以外のその他のダム群で行われる調査内容は統一する項目も必要である。天ヶ瀬ダムでは、河川環境の改善に向けた有効な操作方式や放流量等を検討すべきである。試行の効果のモニタリングが不可欠である。重要度で優先順位をつけたことはよいが、魚類などについてもモニタリング項目に含めるべきである。モニタリングへの住民参加も検討されるべきである。瀬田川洗堰は、スケジュール表に事業予定が記載されていないので明確に示すべきである。
環境-33	5.2.3	確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施	猪名川	早期実施 / 追加検討 / 委員会	試行を行い、早期実施に向けて努力をされたい;基本的に賛成である。試行実施の場合には河川環境のモニタリングを住民参画と協働により行うこと。水量は、水生生物の生息空間を一義的に規定する最重要事項であるので、環境委員会(仮称)には水生生物を始めとした河川環境の専門家を参加させていただきたい。
環境-34	5.2.3	野洲・草津川瀬切解消流量検討	野洲川・草津川	追加検討 / 委員会	瀬切れが生じる原因を解明し、さらに水利用の実態や水収支も含めて検討すること。また検討した結果を何らかの形でデータベース化して共有化し、公開すること。住民意見の反映方法については、提言別冊などを参考に実のある方策をとること。
環境-35	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川	追加検討 / 淀川環境委員会	諸調査の実施と検討で可であるが、「ダム・堰の適正な運用検討」「河川環境上必要な水量を検討(追加シートも含む)」を一連のものとして総合的に考える必要がある。専門家との連携による研究が必要なことは言うまでもない。神崎川や旧淀川の水質そのものを改善する方法と技術の開発も必要で、希釈による水質改善は邪道であると認識すべきである。
環境-36	5.2.3	河川環境上必要な水量を検討	淀川	追加検討	環境-35に同じ。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
環境-37	5.2.3	急速な水位低下が生じないダム等の運用操作を実施	淀川(瀬田川)	早期実施	現行操作規則の変更を伴うものについても、検討を進めることが重要である。とくに瀬田川洗堰については、「環境-30」と併せて検討を進める必要がある。放流による魚類残数の調査を生物群集調査と位置づけ、調査地点を複数箇所設けること。また、淀川・楠葉地点以外での水位操作の影響についても早期に調査すべきである。
環境-38	5.2.4	琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)の検討	-	追加検討 / 準備会	平成17年の水質管理協議会(仮称)の設立に至るまで、当該準備会による検討が十分かつ詳細に行われることを期待する。いわゆる生活環境に関わる環境基準を達成していることに満足するのではなく、さらなる水質の改善に向けた流域全体の意識改革が必要である、とされたことは、注目に値する。 しかしながら、一方で、現在の水質汚濁防止協会を発展させた形の琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(案)の構成メンバーは、学識者以外には行政ばかりであるように見受けられる。新協議会には住民意見を反映させる仕組みが必要であり、NPO / NGO(住民団体)を構成メンバーに入れるべきである。名称も親しみ易いもの、たとえば「水に親しむ社会づくりの会」などに変える必要がある。河川レンジャーが果たせる役割があるかどうかも検討されるべきであろう。水質基準の体系化や負荷のアロケーションの検討などの業務が生ずる可能性が有るため、常設の事務局は必要であろう。水質管理のみでなく、環境保全のための協議会を作ること計画すべきであり、その検討が望まれる。
環境-39	5.2.4	琵琶湖における機能把握の調査や試験施行について検討	琵琶湖	見直し(家棟川) / 内湖・湿地帯の検討	実施は不可。ただし検討は可である。目的が異なっているにもかかわらず、環境-27の整備シートと全く同じ内容であるのは不自然である。そもそも家棟川の該当地域が、本事業の目的である琵琶湖における水質保全対策のため水陸移行帯の修復を行うにふさわしい地域であるとは思えない。遊園地的なピオトープからは得るものが小さいことを理解すべきである。この目的で検討するのであれば、他にもっと適当な地域を含めて検討を行うべきである。また住民参加による連携として生物モニタリング等の活動の記述があるが、本来のピオトープ生態系を理解できうるものでないことを認めた上で行うべきである。むしろ、家棟川とは別に、内湖・湿地帯回復のための調査検討を積極的に行い、早期に試験施工出来るようにすべきである。
環境-40	5.2.4	選択取水設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム	追加検討 / 実施 / 委員会	まず、選択取水や深層曝気を使わない状況下での問題点の定量的把握、その深刻さ、重要性を検証する必要がある。代替案の可能性について、コスト、土砂流動対策についても情報が必要である。鮎に対する冷水病対策など水生生物の生息環境改善に向けた放流水の温度・水質管理を検討していただきたい。ダム湖の水質・底質の改善は選択取水や深層曝気のみで解決することは不可能であるから、流域対策を含めて包括的な検討をすべきである。
環境-41	5.2.4	曝気設備の継続活用及び各種の検討	既設ダム	追加検討 / 委員会 / 実施	曝気設備の継続活用及び各種の事業については、莫大な維持管理費のかかる曝気設備の使用が根本的な水質改善対策とはならないのはいうまでもなく、究極の選択であってはならない。ダム湖内の水質改善は上流域の面源負荷削減が不可欠であり、流域対策の視野に立って、住民、住民組織、関係自治体との連携が必要である。ダム湖の底質モニタリングを継続実施し、必要があれば底質改善対策などに加えて、今後維持管理に太陽光発電を加えるなど試行や代替案を取り入れ、コストを意識したダムの維持管理、水質管理を試みていただきたい。
環境-42	5.2.4	底質調査の継続実施と改善対策等の検討	既設ダム	追加検討 / 早期実施	ダム湖の水質・底質改善は必要である。掲げられた調査項目だけでは改善につながる汚濁メカニズムの解明はできない。当初から、流域対策を視野に入れた水質・底質改善につながる調査・検討、実施、事後モニタリング計画とすべきである。もともと流水であった河川水を滞留させることによって生じる水質の悪化や、落葉・落枝などの有機物の堆積による底泥・底質の悪化は、大規模なダムのみならず、流域全体に渡って構築されている無数の砂防堰堤等によっても少なからず生じているはずであり、ファブリダムを始めとした小規模堰堤上部の湛水部の底質調査の検討・実施を視野に入れていただきたい。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
環境-43	5.2.4	河川の水質保全対策 (淀川流水保全水路)	淀川・桂川	追加検討 / 試行	まず、事業が本当に意味のあるものかどうか、その目的と期待される効果について費用、社会的意義、長期的な展望について公の場で議論すべきである。場合によっては流水保全水路の事業中止という選択肢も視野に入れて考えるべきで、事業継続あるいは推進を前提にすべきではない。
環境-44	5.2.4	河川の水質保全対策 (淀川の汽水域、湛水域)	淀川	追加検討	検討で可。但し、この項の「河川整備の方針」にあるように、あらゆるところで生じている重要問題であることに鑑み、汽水域、淡水域を重点地域とするにしても他の広い地域について、続いて検討を開始すべきである。
環境-45	5.2.5	土砂移動の障害を軽減するための方策を検討	既設ダム	追加検討 / 試行	下流に運んだ土砂の流し方、特に生物の生息環境を破壊しないダム下流への流量と土砂の流し方についての検討が必要である。 さらに、土砂移動の連続性を確保するためのさまざまな手法、代替案の検討が必要である。各貯水ダムの堆砂量についての記述であるが、ここでは堆砂を掘削し、ダンプによって下流へ運び出すこととしているが、通常はダムの堆砂容量はダム完成後100年を予定しているとされている。各ダムの定期的な計測データをもとに、土砂の流出の時期を特定し、その原因が洪水とすれば、その規模と流出土砂量との関係が明確になる。検討にあたっての河川全体の土砂収支における重要性の評価、具体的方策、コスト、期待効果、流すべき土砂の質(粒度組成等)の検討、清水対策(選択取水等)との関係などの項目の追加が必要と考えられるので、検討をお願いしたい。また、一庫ダムにおいても、土砂移動の障害を軽減する方策を早急に検討・試行に移していただきたい。
環境-46	5.2.5	土砂移動の連続性の確保(砂防施設)	瀬田川・木津川	追加検討 / 試行	淀川流域全体の砂防施設において土砂移動の連続性の確保が重要であるため、他省庁・自治体と連携して検討すること。流砂の恒常的確保について幅広く検討すべきである。しかし、流砂移動の促進と生物の移動を考慮した透過型堰堤の検討などは、山腹工を含む既存砂防施設の整備及び維持管理と併せて検討すべきである。取水用堰堤と砂防堰堤を峻別すべきである。
環境-47	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施(城北地区)	淀川	早期実施	実施で可。ウォーターレタスの繁茂は、光の遮断と有機物の増加を招くものであるから管理・除去を十分にせねばならないが、特にウォーターレタスを城北でなく上流でシャットアウトすることが重要である。実験ワンド等、浅水域と陸上植物の侵入対策、ワンド内体積ゴミ対策が大きな問題である。 実施方法としてはやれる所からやって、効果があれば次に活かす順応的手法をとらねばならない。時間をかける必要がある。
環境-48	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施(豊里地区)	淀川	早期実施	実施で可。この地区は近年樹林の繁茂が目立つようになっているので、具体的手法に樹林化の影響調査を加える必要がある。実施方法としてはやれる所からやって、効果があれば次に活かす順応的手法をとらねばならない。時間をかける必要がある。抜本的には攪乱こそが望ましい。なお、底質の改善について具体的な記述がほしい。
環境-49	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の実施(十三地区)	淀川	早期実施	実施で可。淀川では唯一の干潟らしい干潟で、面積もかなり広く残っている。これをベースにして、この地区の干潟を拡大・再生することは評価できる。
環境-50	5.2.6	生息・生育環境の保全及び再生の実施(木津川中流部)	木津川	早期実施	すみやかに実施すべきである。ただし、事業実施に際しては、過去の状況の写真収集、過去の環境を知っている人たちの発掘、それらの人たちへの聞き取り調査などを行い、その場の特性にあった事業実施をのぞむ。また、事業実施時との周辺住民への広報や河川への関心を高めるソフト事業の実施も望まれる。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
環境-51	5.2.6	オオサンショウウオの生息環境を保全する	木津川上流	早期実現 / 委員会	有効な保全策が確立されていない現状をふまえると、具体的整備手法に記載の「試験」と「モニタリング」では、オオサンショウウオの生息環境の保全が保証されるとは考えられない。これらの施策でオオサンショウウオの生息環境の保全が保証されるという誤解を生まないような記述が必要である。人工巢穴についても造らない方がよいという専門家の意見もあり、慎重な対応が必要である。また、提言の趣旨からすれば、オオサンショウウオのみの保護だけでなく、河川生態系全体を保全する観点で事業を計画することが求められる。
環境-52	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(鳥飼地区)	淀川	早期実現 / 淀川環境委員会	湛水域のワンドとして、少しでも出来るところから再生していく必要がある。また、ワンドの後背地の劣化した環境の改善が望まれる。
環境-53	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(向島地区)	宇治川	早期実施 / 淀川環境委員会	当該地区は約100ヘクタールの広さをもつ。宇治川最大のヨシ原の再生、ツバメの近畿地方最大のねぐら地の保全、対象エリアの環境調査、保全対策後の生物環境回復の予測など、検討とされているが、すみやかな実施につながるよう希望する。模型飛行機場、グラウンドの早期撤退が必要である。現在、オギ草が増加中である。淀川環境委員会の評価を待ちたい。
環境-54	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(中津地区)	淀川	早期実施 / 淀川環境委員会	検討で可。全域に高水敷の切り下げによる幅広い干潟をつくりだす必要がある。そして、大淀江地区、海老江地区との連続性を図ることが重要である。
環境-55	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(高田地区)	藻川	早期実現 / 委員会	検討項目と早期実施項目の追加; 地元住民の参画と協働のもと、環境教育の実施など再生後の継続的な利用方法、運用方法を同時に検討すべきである。外来種対策は早急に対応が必要のため、植物以外の外来種も考慮し、対策の優先順位を決めて実施してほしい。
環境-56	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(東園田地区)	藻川	早期実現 / 委員会	検討項目と早期実施項目の追加; 環境-55に同じ。
環境-57	5.2.6	生息・生育環境の保全と再生の検討(北河原地区)	猪名川	早期実現 / 委員会	検討項目と早期実施項目の追加; 環境-55に同じ。場所選定の理由が明記されており評価する。神田(こうだ)地区も同様の対策が可能かつ必要と考える。
環境-58	5.2.6	支川や水路を含めた構造の改善等に向けて、関係機関と連携	-	早期検討 / 委員会	農業用水路などについては農水省や自治体の関係機関との調整に努めるべきである。また、整備内容によっては住民の利便性と環境保護とが相反する場合がある。住民はワークショップなどに参加を求めて一緒に検討し、可能な限り住民意見を反映するよう努めるべきである。住民意見の反映方法の検討、住民が当該事業にかかわることによる環境への理解の浸透効果、住民参加型のモニタリングなどと併せて、水生生物が遡上・降下ができる生息環境への改善の成果があがるよう期待する。検討結果は、何らかの形でデータベース化して共有化するシステムを検討すること。流入支川、水路においても連続的に多様な生息環境が確保されるような整備が同時に必要である。流域全体の連続性を考慮し、場所の選定に際して効果的な場所を選定すべきである。猪名川については、鶯の森付近で取水しているが、途中から暗渠になっている。川西の文化会館周辺が水路環境として非常に良好な自然景観を呈しており、構造改善の対象として検討していただきたい。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
環境-59	5.2.6	外来種対策の推進	淀川	早期実施	淀川流域全体を法制化して外来魚の放流を禁止するなど規制が必要である。早急に連携をとってほしい。生態系に悪影響を及ぼす侵略的外来種とそうでない外来種とは区別して扱った方がよい。
環境-60	5.2.6	外来種対策について 駆除方法を含めた検討	琵琶湖流入 河川・瀬田 川	早期実施 / 追加検討 / 協議・調整	主体的、主導的に行われることを期待したい。この問題は長期的な検討が必要であるが、4年程度で中間評価し、それを公表すべきである。生態系に悪影響を及ぼす侵略的外来種とそうでない外来種とは区別して扱った方がよい。
環境-61	5.2.7	周辺景観との調和に 関する検討、河川景 観の観点から助言	淀川・琵琶 湖	追加検討	水系全域で検討されるべきである。ただし、環境美化という発想ではなく、本来の自然生態系の構成要素にふさわしい環境整備を行うべきである。猪名川についても追加すべきである。
環境-62	5.2.7	ダム湖法面の裸地対 策を検討	天ヶ瀬ダム・ 高山ダム・ 一庫ダム	追加検討 (試験試行 含む)	水位変動の大きいダムの法面裸地については、土砂崩壊防止を主とすべきである。 追加すべき検討項目として、裸地緑化に際して外来種を持ち込まないこと、及び、法面の植物枯死による富栄養化の問題も検討すること。
環境-63	5.2.8	生物に配慮した護岸 工法の採用	事例河川	早期実施	生物に配慮した理想の人工構造物はありえない、ことを基本において、より自然に近い工法の研究・検討が必要である。ここでは、ナカセコカワニナに配慮した護岸工事事例が挙げられているが、実施されるにあたっては効果的な季節、生息状況などに十分配慮できるよう調査の上実施されたい。ナカセコカワニナは流量豊富な琵琶湖の唯一の流出河川(瀬田川・宇治川)でしか生息できない。岩盤が露出したところ、大小の礫が点在し、流速のある水辺を好む礫についたケイソウを餌とし、アユなどの流水性を好む水生生物の生息環境と一致する。天然石に対してコンクリート護岸では餌となるソウ類の付着が悪く、本種をはじめ流水性を好む水生生物にとっては不適である。以上のような観点から、宇治川に生息する水生生物のシンボル(代表)としてナカセコカワニナの生息環境を視点に置くことによって、宇治川の物理環境も生物環境も保全することにつながる。その他の地区についても同様に実施されたい。
環境-64	5.2.8	植物の結実時期を考 慮した施行	事例河川	早期実施	実施すべきである。
環境-65	5.2.8	現況の植生を考慮し た必要最小限の工事 用道路の設置	事例河川	早期実施	今後事例を積み上げていかれることを期待する。住民参加や情報公開の試行が意味を持つ事業と考えられるので留意いただきたい。
環境-66	5.2.8	工事中濁水の生物水 域への流入防止	事例河川	早期実施	全川的に実施され、さらに改良を重ねていただきたい。また実効性の確保をどうするのか記載すべきである。たとえ現場でこの工法が採られていても、大なり小なり濁水の拡散がみられる。また濁水から溶出する成分についても、その実態把握と対策をはかるべきである。生物への直接影響だけでなく、光環境の変化に伴う生態系の変化も考慮しなければならない。
環境-67	5.2.8	振動や騒音を最小限 に押さえる施工機械の 使用	淀川・宇治 川・桂川・木 津川	早期実施	低環境負荷型の施工機械の導入は環境面からも積極的に導入する必要がある。しかし施工業者のうち対応に時間がかかる中小事業者については導入促進にアドバンテージを与える、などの方策も考えられてよい。望ましい方法(機種、サイズ、運搬方法など)のマニュアル化の検討も必要である。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
環境-68	5.2.8	土砂輸送手段検討	淀川	早期実現 / 委員会	舟運併用は河川利用が可能な所であれば長期にわたる工事では好ましい。水上輸送による船着場の仮設や舟の往来による生物への影響を考慮するべきである。
環境-69	5.2.8	淀川土砂仮置場堤内地への確保	淀川	早期実施	実施にあたっては仮置場周辺の環境劣化のないよう留意されたい。仮置土除去後の環境回復モニタリングも検討されるよう希望する。
環境-70	5.2.8	淀川土砂仮置場面積の縮小	淀川	早期実施	環境-69と併せて計画的に実施されたい。仮置き場の堤内への確保とセットで計画に推進すべきである。

【治水・防災】

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
治水-1	5.3.1	水害に強い地域づくり協議会(仮称)	淀川流域	調査 / 検討	[早急な調査・検討] いままでの治水の考え方から転換された大きな点が流域対応、ソフト対応の方針である。これを具体的に推進していく手段として、水害に強い地域づくり協議会(仮称)による行政と住民の双方向の情報伝達等ができる体制の整備は検討、設置が急がれるものである。防災関係者、行政間の密な連携も期待され、さらに協議会に住民を加えられた点は行政の連携、住民参加型の河川づくり、流域対応に向けて推進されるべき試みである。流域対応について、住民の意識啓発、不断の効果的な情報発信についての専門家を加える工夫なども必要である。目に見える表示によるすべての呼びかけは表示されていることが知られていなければ役に立たない。インターネット、携帯メールを含む「表示そのもの」と、「表示されていること(場所)」自体の周知徹底が必要である。 なお、地域づくり協議会のブロックの範囲を直轄区間以外にも拡大すべきである。 「対話集会」のテーマとして取り上げ、住民の意見を反映する必要がある。
治水-2	5.3.1	自分で守る(情報伝達、避難体制整備)	淀川流域	調査 / 検討	[調査/検討] 提言の主旨に沿った取り組みとして、治水-1とともに評価できる。都市計画部局等の参加の試みは重要である。ただ、次のような事項も検討する必要がある。 ・ 限られた予算の中で情報伝達体制とその基盤整備をいかに行うのか。 ・ 河川管理者と他部局、自治体間の情報のやりとり、交換する情報の意味がいかに理解され、実際に機能するのかを十分に検討し、それが活かされるような組織作りをすべき。 ・ 洪水情報、避難予警報システム、ハザードマップなど、住民が必要とする情報の質と量をわかりやすく表現するとともに、選択の判断材料を提供すべきである。 ・ 情報が発信されていることを住民が知り、それを住民が活用できるようにするための対策(啓発)の周知を。 ・ 「対話集会」のテーマとして取り上げ、住民の意見を反映する必要がある。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
治水-3	5.3.1	みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)	淀川水系	検討・調査 / 実施	[検討・調査/実施] 流域委員会の提言の趣旨に沿った取り組みとして評価できる。その中で情報を一元管理して迅速で機能的な活動を行うための防災ステーションを設置することは高く評価できる。流域対応の具体的手法の早期検討・調整、早期実施をするべきである。 緊急事態において、行政の判断・警告・命令などを住民が受け入れるためには、日ごろからの信頼関係が重要である。住民と行政との関係を現状から格段に進めるための手段を模索的なものを含めて探索することが推進されるべきである。と同時に一方において、次のような課題をいかに克服するかが重要である。 ・現在の社会の中で弱体化した水防団をいかに再編するか、あるいは、それに代わる組織を作れないか。 ・防災ステーションを中核とした連携体制の具体化と、そのベースとなるソフトとして都市型水害シミュレーションモデルの開発・避難予警報システムの確立が重要である。 ・河川レンジャーが、住民と行政を繋げる役目を果たすなど、防災教育面でかかわるような仕組みも必要である。 ・「対話集会」のテーマとして取り上げ、住民の意見を反映する必要がある。
治水-4	5.3.1	地域で守る(街づくり、地域整備)	淀川水系	調査 / 検討	[調査/検討] 流域において、雨水の保水・貯留機能を保全、強化するとともに土地利用の規制・誘導を行うものであり、大いに評価すべきである。関係自治体と連携し、土地利用の規制・誘導に踏み込んだ整備計画を高く評価する。とくに浸水想定区域からの住宅移転をも含め、市街化抑制がうたわれていることは流域対応の今後の大きな柱となる事業である。 流域の保水機能・貯留機能の強化を図ることが検討されることも明記されている。これらは国土交通省の管轄外のことであるとはいえ、今後関係各省庁・諸機関の連携を促し、リーダーシップをとり積極的に実現に向けて努力されなければならない。 猪名川は総合治水特定河川に指定されており、すでに実施されているが、さらに都市型水害特定河川にして、規制強化を図ることができないか検討が必要である。猪名川流域には、休耕田のみならず、田畑や使用されていないため池が多数あり、これらの貯留機能を治水面に活用することが考えられ、具体的方策を検討すべきである。 「対話集会」のテーマとして取り上げ、住民の意見を反映する必要がある。
治水-5	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	-	[実施] これは、淀川と大和川にはさまれた大阪の中枢部に対する洪水防御を高規格堤防事業によって推進するものであり、その意義とこれまでに完成したところ、実施・調整中のところが示されている。 経済性、期間、使用材料・施工法、環境面に留意して推進すべきであるが、実施にあたっては、次のような課題を十分検討することが重要である。 ・各事業の優先度、費用と期間が適切であること。 ・街づくり計画と本事業とが一体であること。都市景観整備の観点から堤防上の構造物(マンション等)について、検討を要する。 ・実施できるところだけ行うのではなく、必然性のある一連の区間として扱う。 ・高規格堤防以外に経済的でしかも同等の機能を有するものが考案された場合には事業変更等も含めて検討すること。
治水-6-1 ～6-5 (共通事項)	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	実施	[実施] 治水-5に同じ。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
治水-7	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	淀川本川	調整・実施	[調整・実施] 治水-5に同じ。
治水-8	5.3.1	淀川高規格堤防整備事業	芥川	実施	[実施] 治水-5に同じ。
治水-9	5.3.1	堤防補強	淀川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] 本事業は、破堤に伴う洪水災害を防止・軽減するための中心的な事業の一つであって、破堤原因を取り除くような方法、工法に基づいて新しい築堤法を導入して堤防補強事業を推進しようとしている点は評価すべきである。 ただ、次のように、技術的な面、事業実施計画および実施中において克服すべき点も多いことに留意すべきである。 ・現在の堤防の構造や安全面での問題点を調査検討し、公表して欲しい。 ・破堤原因として、侵食、浸透、越水がある。検討中の工法は、法面の緩傾斜化、法面・天端の遮水、法尻排水によってこれらの原因を軽減にするか、あるいは取り除こうとするものである。このような方法で破堤原因をどの程度押さえ込めるのか明らかにすべきである。(中心コア型築堤、法面自然植生、広堤頂型(堤長の多面的利用)等の組み合わせを検討・試行) ・淀川堤防強化検討委員会等による構造などの早急な検討、実施が必要である。加えて、具体的な、現地に則した堤防強化策がいつごろ確定するのか分からないが、この優先施策の定まるスパンの長短が代替案比較に関係してくる。 ・工法として画一的なものではなく、たとえば法面保護として、岩石あるいはそれに代わる材料を使うなど、河川の特성에応じた工法を採用することも重要。治水上の危険を増大させない限り、景観、生態系、地域のニーズに配慮した多様な堤防作りを進めてほしい。 ・淀川と宇治川、桂川、木津川、猪名川において法面の勾配が違う理由、ドレーン工の有無、実施区間と従来区間との接続点の水理的問題、緩傾斜化に伴う流水断面の減少や粗度変化による通水能力の検討とともに、余裕高の概念に関する変更の有無、法面傾斜、形状、材料、水の透水性の変化に関連して生ずる、植生、生物生息環境の変化などについても検討し、明らかにすべきである。 ・計画においては、対象とする区間長が非常に長く、費用も膨大になることが予想されるが、全体計画と実施計画との関係が明らかにされていない。 ・実施区間として、過去に堤防法尻において漏水、浸水があったり、侵食の危険性がある保全対象が密集しているところが対象になっているように思われる。保全対象がなくとも破堤すると壊滅的な被害が生ずるようなところの有無についても検討し、対策を実施すべきである。 ・実施にあたっては、河川特性の異なる区間をいくつか抽出し、試験施工を行い、モニタリングを行いながら順応的に推進することを要望する。この際、技術的に最新の工法を効率的に用いること。 ・堤防補強に際して設置される法尻排水溝(U字溝)には、一定区間(10～20m)おきに落下生物が這い登れるようにスロープ付の材料を使用して横断方向の生物移動を保障すべきである。さらに、環境面でのデメリットもあり、場所により異なった工法の検討をされたい。また、治水のみの観点でなく地域のニーズを取り入れ、幅広く検討してほしい。 ・堤防補強工事完了後は越水被害に対するハザードマップを公表すべきである。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
治水-10-1 ～10-34 (共通事項)	5.3.1	堤防補強	淀川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] 治水10-1～10-34は、いずれも淀川、宇治川における治水-9の事業を各河川ごとに説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、次のことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由
治水-11-1 ～11-10 (共通事項)	5.3.1	堤防補強	桂川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] 治水11-1～11-10は、いずれも桂川における治水-9の事業を説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、次のことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由
治水-12-1 ～12-9 (共通事項)	5.3.1	堤防補強	木津川(下流)	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] 治水12-1～12-9(木津川下流)は、いずれも治水-9の事業を説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、次のことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由
治水-13-1 ～13-2 (共通事項)	5.3.1	堤防補強	木津川上流	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] 治水13-1～13-2(木津川上流)は、いずれも治水-9の事業を説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、次のことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由
治水-14-1 ～14-10 (共通事項)	5.3.1	堤防補強	猪名川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] 治水14-1～14-10(猪名川)は、いずれも治水-9の事業を説明したものである。治水-9において示した点を克服するとともに優先度について詳細な検討を行い、実施の方向で取り組むよう要望する。この際、次のことを要望する。 ・当該区間が事業対象となる理由
治水-15	5.3.1(1)	堤防補強(琵琶湖後期放流影響区間)	宇治川、瀬田川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] 事業の検討、実施にあたり、現地に即した具体的補強方法を、淀川堤防強化検討委員会で早急に検討されたい。治水対策としての堤防補強はきわめて重要であり、工事の早急な実施ないし継続が必要である。その際、堤防補強の緩傾斜面については、水際と陸域との移行帯として、環境面での配慮もできるかぎりなされることはいうまでもない。水陸移行帯にふさわしい植生の自然回復をはかること、生態系の回復をはかることが必要である。これについては、専門家の意見を聞くこと、生態系に配慮した工法、埋土種子の活用などが必要である。また、将来の街づくりも視野に入れること。琵琶湖後期放流影響区間については、長期の高水位が発生するため、浸透破堤を考慮する必要がある。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
治水-16	5.3.1	上野遊水地事業	木津川上流	検討 / 試行 / 実施	[検討 / 試行 / 実施] これは上野の遊水地事業を継続するものであって、実施すべきと判断されるが、下記の点を検討し、順応的に対応すること。 ・事業の規模と今後においては農業形態の変化など社会構造の変化との関係を検討すること。 ・川上ダムと遊水地の役割を明らかにしておくこと。
治水-17	5.3.1.(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川	実施 / 検討	この事業は、次の事業から構成されている。 - 瀬田川下流掘削 : (実施) - 鹿跳溪谷区間 : (検討) - 天ヶ瀬ダム再開発 : (検討) - 宇治川河道掘削 : (検討) - バイパス水路の活用: (検討)、H17年より(実施) これらの事業が完成して治水-17の目的が達成されることになっている。いずれも実施可あるいは検討可ではあるが、事業全体の総合的な観点から検討が必要である。その際、次のような課題を明らかにすべきである。 ・瀬田川下流1.6kmを掘削すると、それなりの治水効果はあるものの、既往最大規模の出水時には、大戸川および他の溪流からの土砂流出により、急激な河床上昇が起り、掘削による機能が保証されないことが予想される。したがって、洪水流下能力の評価に際しては、土砂流出を考慮した計算を実施し、それに基づいて掘削の意義を明らかにしておくことが重要。 ・流下能力1,500m³/sについて、再検討が必要である。(理由:沿岸の浸水被害をなくすことは不可能であり、生態系や漁業施設への影響は無視できない。) ・琵琶湖のピーク水位を低下できること、および湖岸の浸水日数が減少することの意味を十分に検討すること。 ・鹿跳溪谷は「鹿跳・来浙の鍋穴」として滋賀県の天然記念物に指定されており、整備の方向性については検討に検討を重ねること。
治水-18	5.3.1.(2)	琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	瀬田川、宇治川	検討 / 実施	[検討 / 実施] 事業の数量・諸元等、スケジュールには、個々に実施あるいは検討と記載されているが、代替案を含め、詳細に検討・実施されることが必要である。琵琶湖ピーク水位で5cm下がる意味、3～4日浸水日数減ることの評価も必要である。
治水-19	5.3.1	隠元橋架替及び隠元橋付近の用地交渉の継続実施	宇治川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] 継続実施の妥当性についての審議は不十分であるが実施可とする意見がある。しかし挙げられた代替案の比較については、ずさんである点是否めない。試行を含めて、検討段階である。
治水-20	5.3.1	大下津地区堤防拡幅	桂川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] これまでの地域住民との合意に基づき継続中の未整備事業であり、早急に整備される必要がある。ただし、次のことに留意することが必要。 ・予定されている堤防補強事業との整合性について十分検討しておくこと。 ・環境保全対策は十分か。 ・街づくりを視野に入れた事業になっているか。 ・住民との合意形成が十分なされたかどうかが決め手になる。
治水-21	5.3.1	小谷地区浸水対策	木津川下流	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] これは一連区間の堤防整備事業である。次の点を確認しながら推進すべきである。 ・予定されている堤防補強事業との整合性

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
治水-22	5.3.1	川西池田地区の築堤を実施	猪名川	実施	[実施] 横断面が単調になっている。横断方向の植生環境の回復施策を検討してほしい。
治水-23	5.3.1	芥川大橋の架替を継続実施	芥川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] 可であるが、ただし、次の点を検討しておくこと。 ・街づくりとの関係(住民対話集会のテーマとして取り上げること)
治水-24	5.3.1	大津放水路事業	大津放水路	実施	[実施] これは大津放水路第一期事業である。ほぼ完成しつつあり、実施すべきである。ただし、次の点を検討しておくこと。 ・事業完成後における環境、治水面のモニタリング ・第二期事業が整備内容シートに挙げられていない理由とその地元説明(住民対話集会)
治水-25	5.3.1	草津川	草津川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] これは草津川改修事業の一環であり、安全性の面からも緊急に実施すべきであるが、次の点を検討しておくこと。 ・新川掘削前後における街の動態 ・治水、環境面におけるモニタリングの実施
治水-26	5.3.1	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業	淀川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討] 検討は可である。(治水-28と関連する)
治水-27	5.3.1	砂防堰堤、山腹工	瀬田川、木津川	実施	[実施] これは、瀬田川および木津川における山腹工を含む砂防事業である。実施に際しては次の点に留意すること。 ・土砂流出コントロールと土砂移動の連続性 ・環境、景観、レクリエーション ・土砂災害ハザードマップ、土地利用、砂防事業の効果との関係 ・自然生態系保全の観点から専門家の意見を聴く
治水-28	5.3.2	阪神西大阪線淀川橋梁改築事業(再掲)	淀川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] 来るべき南海地震津波、高潮・洪水対策の一環として実施する方向で検討されることを希望する。 ・大阪府等関係自治体、道路管理者等との協議が必要である。(治水-26と関連する)
治水-29	5.3.2 5.3.3	陸開操作時間の短縮化の実施	淀川	実施	[実施] これは、淀川大橋の陸開操作時間の短縮化を目的とした事業であり、速やかに実施すべきである。この際特に下記の点に留意すべきである。 ・情報の伝達と操作管理の体制が風化しない方策の検討とそのためのシミュレーションを行い、緊急時に操作およびその体制が風化しないようにすること。 ・操作管理の高度技術の導入

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
治水-30	5.3.3	緊急用河川敷道路事業	淀川	実施	[実施] これは、淀川における緊急用河川敷道路の整備事業である。実施に当たっては、次の点に留意する必要がある。 ・環境整備事業との整合性 ・事業完成後の利用と管理についての検討 ・施設管理の高度化、リモートコントロール、リモートモニタリングの導入
治水-31	5.3.3	緊急用船着場整備	淀川	実施	[実施] 緊急性がある。実施に際しては次の点に留意する必要がある。 ・緊急時の船運に必要な水深が確保されるかどうか不確定な要因について十分検討しておくこと ・日常的な保守、管理 ・平時の利用の適否について検討しておくことが重要(常時利用するための、利活用案を住民に聴く)
治水-32	5.3.3	地震等危機管理検討	淀川	検討 / 委員会	[検討 / 委員会] これは地震等危機管理を検討するものである。この問題は極めて大きいので、過去の経験、専門家その他有識者、地域住民の意見を集約し、より適切な危機管理ができるよう推進する必要がある。 また、関係地域住民との対話、討論を検討する。(治水-31、33にも関連する)
治水-33	5.3.3	淀川大堰閘門設置検討	淀川	検討 / 委員会	[検討 / 委員会] 大災害発生時、河川改修時の舟運の有効性を認めるが、それ以外の舟運については環境保全の観点からあまり好ましくない。水上交通、観光目的の舟運は採算が合わないだろう。閘門設置に必要な費用と便益の冷静な比較検討が必要と思われる。また、閘門設置による環境への影響を慎重に検討する必要がある。 治水-31との関連を検討する必要がある。
治水-34 ～39 (共通事項)	5.3.3	淀川堤防耐震対策事業	淀川本川	-	・地震荷重に対する河川構造物の安全度の検討について情報公開する。 ・大阪府等関係自治体との連携事業を明示する。
治水-34	5.3.3	淀川堤防耐震対策事業	淀川本川	検討	[検討] 緊急性がある。これは淀川堤防耐震対策の検討であり、実施に向けて検討する必要がある。ただし、耐震対策を実施するに場所については、淀川だけでなく、全流域で検討すべき。
治水-35	5.3.3	堤防の耐震対策(琵琶湖後期放流影響区間)	宇治川、瀬田川	検討 / 試行・委員会 / 実施	[検討 / 試行・委員会 / 実施] 緊急性もあり、すみやかに実施されたい。堤防補強との関連はどうなっているか、別々の対策事業として実施されるのか明らかにされるべきであろう。実施に当たっては、淀川堤防強化検討委員会等で早急に検討されるよう要望するものである。
治水-36	5.3.3	淀川大堰、毛馬排水機場の耐震対策	淀川	検討 / 実施	[検討 / 実施] 緊急性がある。実施で可。ただし、地震外力等について説明しておくこと。
治水-37	5.3.3	河川管理施設の耐震点検	淀川水系	検討	[検討] 緊急性に鑑み至急に検討すること。閘門の耐震性能を早急に検討し、実施に取り組むべき。東南海地震の確率を念頭において急ぐこと。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
治水-38	5.3.3	津波のソフト対策	淀川、猪名川	実施	[実施] 将来起きる海溝型地震について、津波の大きさと影響範囲の予測とハザードマップの作成が必要である。今後の普及・啓発・推進において河川レンジャーの関わりや連携できることがあるかどうか検討する必要があると考える。
治水-39	5.3.3	淀川大堰津波対策	淀川	検討 / 実施	[検討 / 実施] 緊急性がある。実施で可。ただし、地震外力等について説明しておくこと。他の河川管理施設の対策との整合をとること。

【利水】

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
利水-1	5.4.	利水者の水需要の精査確認	-	水需要の精査確認	[実施および早急な検討・追加検討] 「利水者の水需要の精査確認」について実施可とする。しかし精査確認の時期について、水利権更新の際となっているが、更新時の精査確認ではない。ダム建設の可否の判断に大きな影響を及ぼす要素で早急に精査する必要がある。なお、通常実施している「水利権更新の際」の水需要の精査確認にあっても、新しい利水管理体制に即して、審査時期についてはもっと短い間隔で実施する必要がある。 「精査確認結果を公表する」は実施可とする。「透明性の確保」は大きく評価される。 ・水需要の抑制は今後の河川整備計画の大きな要素となり、その前提としての利水者の水需要についての精査が不可欠である。ただし、利水者の言う水需要が過大であった過去の実績に鑑み、利水者の出す数字を確認するために、近畿地方整備局として独自に調査を行う必要がある。利水管理の体制の変革を明確に打ち出すとともに、水利権審査の具体的な内容の項目について、整備シートにあげられている以上に、“再利用、節水、雨水利用など”の努力評価項目を入れるべきである。そのためにも利水者がどのような条件が満たされれば需要量を削減するか、できるか等、水需要管理に向けて必要な情報を十分得るような項目など、早急に検討されたい。 「水需要抑制策が反映されていることを確認する」、とあるのは評価できる。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
利水-2	5.4.	水利権の見直しと用途間転用	-	調整	[実施および早急な検討・追加検討] 水利権の見直しと利水者間の用途間転用については実施可で積極的に進めるべきであるが、その前提としている「少雨化傾向等による現状の利水安全度評価や河川環境」のうち、前者については利水安全度の実力低下として新たな水資源開発の口実に用いられることがあるため、前提から除外するべきである。農業用水の水利権について慣行水利権の実態把握や許可水利権化の促進は実施可とする。重要であり積極的に進めるべきである。 ・余っているものを転用するにとどまらず、既存の水利権がどこまで削れるかを目標にして検討・実施を進めることが重要である。 ・用途間転用の目的は、新規水需要に対し、既開発水量を充てることに意義がある。従って、用途間転用の意義(目的)を明確に、「新たな水源開発を行わないため」とその目的を明記すべきである。(提案理由に明記すること) ・整備効果の欄に、「新規水資源開発を抑制できる」、の文言を記入すること。 ・用途間転用は3つの工水だけでなく、農水、上水等も転用の対象に含める必要がある。 ・工水から上水への転用が琵琶湖水位操作に与える影響はないか、琵琶湖の環境に及ぼす影響を考慮して検討する必要がある。 ・慣行水利権をなぜ許可水利権に切り替えることが必要か、農政との連携・協調から更に協議の段階に踏み込む記述が望まれる。 ・農業用水の水利権見直しにあたっては、地域の水環境に関する要望に配慮することも重要であるが、地域工ゴに振り回されないよう注意しなければならない。 ・農業用水路の維持管理の負担軽減と合わせて地域の共有財産化を図ることによって地域用水としても活かすべきである。
利水-3	5.4.	既設水源開発施設の再編と運用の見直し	既設ダム	検討 / 実施	[実施および再検討・見直し] 既設ダム等の効率的運用には制限水位についての検討も必要である。 「既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る」は実施可。重要であり、進めるべきである。「既設ダム等の効率的運用による渇水対策を検討および実施」は実施かつ検討とする。 ・既設ダムの効率的運用は重要な課題で、日吉ダムの例が示すように、取水状態の的確な把握による効果的な補給はダムの利水機能を高めるものである。 ・既設ダム等の効率的運用には制限水位についての検討も必要である。 ・既設ダムの連携は検討に値するが問題もある。連携構想を工事中また新規ダムまで拡大することは、慎重な協議が必要である。また直轄のダムだけではなく、地方自治体や企業などが持つ全てのダムについても、「取水実態を精査した効率的な補給を検討」を主体的・主導的・積極的に検討することが特に重要である。 ・ダム群と瀬田川洗堰からの補給と末端の淀川大堰、大川取水量、神崎川取水量との関係を明らかにして公表すること。また、ダム等の「操作規則」の見直しに活用すること。 ・日吉ダムにおける運用、蓼島統合堰の確保流量についても十分な説明と利水ならびに環境に配慮したダム補給を検討すること。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
利水-4	5.4.	渇水対策会議の改正を調整	-	検討 / 調整 / 実施	[実施および再検討・見直し] 「渇水対策会議の改正を調整」は実施可とする。「各利水者間の安定供給確保への努力(投資)に応じた取水制限の考え方」は投資力のある利水者が有利になるような弱者切り捨てにつながるおそれがあるので、検討と変更を求める。 ・ 水需要管理協議会を設置することは参加メンバー、協議事項とも評価する。調整が必要と思われる新しい協議会への移行を進められたい。協議会においては利水関連の情報が一元管理されていることが望まれる。またきめ細かい対応と、情報公開に期待する。 ・ 参加メンバーとして「学識者や有識者」となっているが、市民団体、地域住民など3名程度の複数が加わるべきである。 また、協議会の中に住民部会を設け、住民への普及啓発や活動団体に発展していくよう節水対策のフォローアップ体制も検討する。関係省庁の中に環境省も加えるべきである。対話集会のテーマに渇水の問題と節水対策を取り上げる項目を入れること。(スケジュール欄に明記する) ・ 水融通の制度的確立、また水融通のルールを検討して公表してほしい。 ・ 水需要抑制を考える場は大切な業務であり、どのように具体化するかを指針で示してほしい。 ・ 「安定供給努力に応じた取水制限の考え方」では、需要抑制よりむしろ過大な需要予測による努力(投資)が行われることになること、また水を多く使用していた利用者が渇水時には優遇されるなど、平時からの水需要の抑制につながりにくい。抑制や節水努力が反映される渇水時の調整方法を検討すべきである。

【利用】

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
利用-1	5.5.1	水上オートバイの利用規制	淀川本川	検討 / 実施	現在一津屋地区において利用期間、利用時間および利用範囲を限定して水上オートバイ利用が認められているが、環境への影響、免許状など多くの問題がある また、汽水域といえども、野鳥、魚類をはじめ、汽水域の環境に影響が及ぶのは必至であり、今後十分検討がなされることであるが、上水の取水がないという理由での汽水域への移設検討は疑問である。 十三の野草地区、海老江地区の災害時の物資揚陸、工場用船舶の河川中央部の通過以外は、観光船・プレジャーボート等の十三バイパス～長柄大橋間は自然保護のためにも禁止するだけの配慮が必要である。上流のワンド群一帯にも航路の指定が必要である。 水上オートバイの使用・利用ルールや地域との話し合いを踏まえた上で淀川流域での法整備など、禁止を含めた利用規制を考えていく時期に来ている。示された代替案を含めて詳細な検討が必要である。
利用-2	5.5.1	水上オートバイの利用規制 船舶等の通航規制	淀川本川 (瀬田川)	連携 / 検討	瀬田川の水質等調査だけに終わらず、琵琶湖全域の水質等の調査を滋賀県と連携して行い、水上オートバイ、プレジャーボートが琵琶湖等に与える水質の悪化、自然生態系環境の悪化が認められた時は、許容できる範囲を定めるとともに、琵琶湖上の水上オートバイの禁止、プレジャーボートの隻数制限など、法整備も必要な時期に来ている。当該事業予定区域においては、船舶の河川利用に伴って河川植生を壊さないよう、予防・防護措置が必要である。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
利用-3	5.5.1	船舶等の通航規制	淀川本川	検討	船舶の河川水面利用に伴い河岸植生が破壊される可能性が十分考えられる上に、水棲生物の保全上通航規制は必須と考えるので、賛成である。事前の予測と防護技術を開発する必要があるだろう。いろいろな観点から、水上オートバイ、プレジャーボート、レジャー用動力船の禁止を含む通航規制を実施すべきと考える。
利用-4	5.5.1	瀬田川水辺利用者協議会(仮称)の設置	淀川本川(瀬田川)	調整 / 検討	占有権の一定期間ごとの見直しを、提言に沿った排他的・独占的利用の制限に向けて行っていくことが重要である。利用希望の利害調整だけでなく、目指している河川環境についての理解を深め合う場として必要である。
利用-5	5.5.1	円滑な水面利用の確保	桂川・木津川	検討	手漕ぎボート・カヌー等による円滑な水面利用は必要としても、本来の河川環境が損なわれるような施設の改変はなされるべきではない。十分な検討が必要である。
利用-6	5.5.2	河川保全利用委員会(仮称)	全河川(直轄管理区間)	調整	準備会設立を含む調整開始・委員会設置の促進が必要である。河川の保全の見地から河川のあり方を論議するものであるところから、名称は「河川保全委員会」が適切と考える。委員会の構成は、学識経験者と沿川自治体であり、地域住民の参画方法については、「委員会において意見を取り集める方法」とされているが、利用者や関係者ではない「公共の担い手」としての沿川住民が委員会の構成員としてその座を占めることが必要である。高水敷利用については、現状を踏まえて公正な判断の場が必要であることに賛成である。グラウンドなどを提内地に戻すためには代替地の確保が必要であるが、そのような問題の調整にまで、当該設置予定委員が踏みこめるのかどうか。実効性のある組織としていただきたい。また、占有権の一定期間ごとの見直しを行い、提言に沿った排他的独占的利用の制限に向けて行って行くことが必要である。ゴルフ場、公園等占用施設の新設及び更新の許可にあたって、従前の占用許可基準内扱いについてふれていないのは問題である。もし許可基準を維持するのであれば、基準の見直しについて、流域委員会、パブリック・コメントの意見をもとにして改定すべきである。さらに、河川敷利用縮小基準も検討すべきである。利用希望の利用調整だけでなく、目指している河川環境についての理解を深める場とし、河川環境でなければならない利用を促進する場、調整の場とされたい。
利用-7	5.5.2	違法行為の対策	淀川水系各河川	実施	常態化・常習化している違法行為について、さらに放置を続けないことが必要である。実施計画については、違法工作物と違法耕作とは河川法上の対応策が異なるので、区別して実施計画をたてるべきである。違法工作物については、法26条違反となる。耕作については法27条違反となる(土地の形状変更に該当)。法26条違反については、法31条の原状回復命令の「もちろん解釈」ができるとすれば、行政代執行は可能である。法27条違反については原状回復命令の規定がないので行政代執行はできない。従って、フローチャートにある行政庁による強制執行は原則としてできず、違法工作物についてののみ「もちろん解釈」した場合に限り可能となるのでご検討されたい。河川保全委員会の意見を聞いて是正計画をたてるべきである。
利用-8	5.5.2	ホームレス対策	淀川水系各河川	関係機関協議 / 対策を推進	関係機関協議、法律に基づく河川敷内のホームレス対策を速やかに行うべきである。自立支援等の施設が可能が調整するとともに、ホームレスに対して、高水敷の増水時の危険情報の提供、河川環境への影響についての情報提供もあわせて行うべきである。
利用-9	5.5.2	迷惑行為の対策	淀川水系各河川	実施	実効性の確保をどうするのか記載すべきである。住民と自治体の連携、河川利用者による通報を容易にする方策などを具体的な整備内容に加えるべきである。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
利用-10	5.5.3	航路維持有効利用方策検討	淀川	実施	全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にすべきである。府県と市町村との意見の相違にも、調整が必要である。
利用-11	5.5.3	淀川舟運低水路整備検討	淀川	検討 / 委員会	全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度とすること。水制工による航路の確保、喫水1m以下の船舶の開発により、大規模な航路確保工事を行わずに舟運を行うなどの代替案も積極的に検討されたい。
利用-12	5.5.3	淀川大堰閘門設置検討	淀川	検討 / 委員会	大規模災害発生等で緊急な物資輸送などに舟運が有効であることは理解できるが、単に親水や営利のための運行については河川環境、特に生態系保全の見地から望ましくない。環境への影響を十分検討されなければならない。
利用-13	5.5.3	毛馬閘門運用手法検討	淀川	検討 / 委員会	舟運の必要性は理解できるが、環境への影響が軽視されていないか、利用者の要望だけでなく例えば淀川環境委員会等を交えた詳細な検討が必要である。通船可能時間の拡大の検討については、環境への影響を十分調査されてからでなければならない。
利用-14	5.5.3	船舶航行環境影響検討	淀川	検討 / 委員会	賛成。船舶航行が河川や湖沼の環境に与える影響は少なからぬものがある。正確な調査が行われ、河川整備計画に活かされることを期待する。 全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共通化した制度にする必要がある。
利用-15	5.5.4	漁業	淀川水系各河川	-	高層ビルが林立する近代的な大都会にもシジミ漁など、自然の恵みを生業とする漁業者がいることが大阪、淀川の河川文化の多様性と歴史・文化性を象徴している。ロンドンのテムズ川、パリのセーヌ川、ニューヨークのハドソン川にも、「生業としての漁業者」はいない。水や魚に近い日本文化の維持・継承のためにも、漁業者が生業として河川に依存できるほどの自然の再生の力を維持することを期待したい。 「琵琶湖における漁業の振興」：漁業者は伝統的知恵に準拠しながら琵琶湖の湖内の状況を日常的にモニタリングしている存在であることに鑑み、また、適切な漁業そのものは琵琶湖生態系の保全に寄与するものであるから、その振興対策を広く検討することが、特に重要である。ただし、いわゆる「栽培漁業」など従来行われていた施策の中には、緊急的には必要悪として、認められるものの、長期的には逆の効果をもたらしていた実績に鑑みて、既成事実にとらわれることなく、行うことが不可欠である。 『…結果として、水産資源の保護につなげる』は消極的な漁業振興策であり、今までの考え方のように受け取れる。水産資源に限定されるのではなく「水系の生態系の多様性を保全・回復して行く」ことが目標であると考えられる。また、スケジュールに何も記載がないのは、不可解である。琵琶湖については、淡水魚回復委員会もしくは漁業回復委員会を設置するなど、関係部局（関係自治体の農林水産部局）との連携により水産資源の回復に向けた検討から始めるべきである。

【維持管理】

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
維持-1	5.6	堤防・護岸等の修繕・空洞化対策	淀川水系	調査 / 実施	空洞化調査は早急に対策を実施されたい。その他も急がれる事業である。また2/4で示された護岸補修、伝統工法を含めた自然環境や景観に配慮した施工方法を今後も改善しながら積極的に採用するべきである。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
維持-2	5.6	堤防等の除草	淀川水系	実施	堤防植生のあるべき姿、望ましい植生、除草時期、除草目的について十分にまとめきれていない。堤防植生に関して多くの資料がある猪名川でマニュアルを作成すべきである。除草に関しては、河川環境や住民の生活環境に配慮しながら継続実施されるべき事業である。なお、除草後の草は、移動焼却車の導入、あるいは堆肥化等リサイクルの検討が必要である。
維持-3	5.6	地域住民と連携した維持管理(事例)	木津川・桂川	実施	引き続き実施可。ただし、住民によるお花畑の運動が外来種の導入につながらないように留意すべき。事業の数量や事業費が記載されていないが、必要に応じ予算を計上し効果的に事業を推進していただきたい。木津川の現地調査の事例が掲載されているが、今後市民グループと合同で調査を行う場合には、河川の自然植生の把握につながるような調査のあり方を検討するべきである。
維持-4	5.6	河川管理施設の老朽化対策の実施	淀川水系直轄河川	実施	実施可。設備の更新ににあたっては新技術の導入を検討すべき。また、不要となった施設については速やかに撤去すべきである。
維持-5	5.6	歴史・文化的価値のある施設の保全	淀川・宇治川・瀬田川	実施	全河川、直轄以外のところ、源流も含めた各府県の認識を共有した制度にする。なお、府と市町村との意見の相違にも調整が必要と思われる。
維持-6	5.6	水文観測所の適正な維持管理	淀川水系直轄河川	実施継続	継続実施が不可欠である。代替案を含め最新の観測設備の更新・維持管理も必要である。深山レーダ観測システム等の関連施設についても適切な維持管理・更新を行うべきである。
維持-7	5.6	河川浄化施設	淀川(天野川、天神川)	実施	本来は、河川流路の浄化機能を高める方策と、負荷量の軽減が本質的な施策であるため、河川浄化施設については長期的な運用コストと効果についての試算とそれらを含めた見直しが必要である。
維持-8	5.6	河川浄化施設(寝屋川揚水機場)	淀川(寝屋川)	実施	維持管理は必要であるが、淀川からの導水量の規模とその効果がどのくらいかを検討すべき。
維持-9	5.6	河川管理施設の操作・確実性の向上	淀川水系直轄河川	検討 / 実施	遠隔操作などのIT技術を利用した河川管理施設の管理の高度化とそれを実効あるものにするための技術開発を検討していただきたい。バックアップ体制の堅持に当たっては、集中管理とともに人手による確認の二段構えの対策を怠ってはならない。
維持-10	5.6	利用されていない施設の撤去	淀川水系直轄河川	実施	実施可。早急に実施すべきである。
維持-11	5.6	改善が必要な施設の指導	淀川水系直轄河川	実施	実施可。早急に実施すべきである。
維持-12	5.6	樹木の伐採と管理	淀川水系	実施	継続実施可。河道内樹木については、水辺林、高水敷林、河畔林等に分けて考えるべきである。外来樹木(ニセアカシア、トウネズミモチ、シンジュなど)の伐採は至急行う。ただし、河川敷を利用することで種を維持しなければならない動物の生息情報がある場合、実地調査と専門家などの意見を聞きながら行うこと。環境上、樹木の伐採が制限されるところであっても、どの程度、樹木が存在すれば、洪水時の疎通能力を阻害するかを明確にして検討すべきである。なお、直轄区間以外の区間であっても治水上、緊急に伐採する必要がある場合には、速やかに実施のための指導・支援を行うべきである。
維持-13	5.6	河道内堆積土砂等の管理	淀川	実施	実施で可。但し、横断方向との連続性確保に留意して早期に実施に移すべきである。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
維持-14	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川	実施	継続実施促進すべきである。車椅子は入れるが、バイクの侵入を防止できる車止めの改善例など、さらに研究・改善が必要である。また、バリアフリーは必要であるが公園の利用を促進するような安易な整備はぜひ、避けていただきたい。
維持-15	5.6	安全利用のための対策	淀川・宇治川・桂川・木津川	検討	障害者などの意見を反映させる工夫が必要である。また、河川レンジャーのかかわれる役割や連携も積極的に検討されたい。なお、生態系の回復を行っているところについては安易に通路をつけるべきではなく、バイクなどの予想外の利用が行われないよう実施の箇所を慎重に検討すべき。
維持-16	5.6	安全利用のための対応	瀬田川	検討 / 委員会 / 実施	実施可
維持-17	5.6	安全利用のための対応	淀川水系直轄河川	関係機関協議 / 協議会設置 / 実施	安全利用のための教育を継続実施することは不可欠であり推進していくべきである。
維持-18	5.6	河道内ゴミの処理及び不法投棄の防止対策	淀川水系直轄河川	関係機関協議 / 協議会設置 / 実施	重要な事業であり、継続実施が必要である。監視カメラによる夜間監視も検討すべきである。
維持-19	5.6	河川環境の保全のための指導	淀川水系	継続実施	重要な事業であり、継続実施が必要である。
維持-20	5.6	テロに対する危機管理の対策	淀川水系直轄河川	実施	河川管理施設や橋梁等の破壊・水質汚染を防止する事業を継続実施すべきである。危機管理情報に関する伝達体制の確立、不審物・不審浮遊物に対して河川区域の巡視点検も継続実施されるべきである。

【ダム】

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
ダム-1	5.7.1	生息・生育実態を定期的に調査	既設ダム	実施	調査項目・方法については、過去10年間の河川水辺の国勢調査(ダム湖編)の結果を集計し、解析し、公表すること。この情報をもとに、地域住民・専門家を含む「調査方法検討会」を開催し、調査方法の見直しを実施すること。またこれまでの調査結果が、どのようにダム管理・運用の改善に生かされているのか公表すること。地域住民、専門家、河川レンジャーを加えた検討会を開き、定期的に調査項目・方法の再検討をすること。この時、ダム水源地域の活性化に資する目標像を設定し、その目標実現に向けた、調査項目の改変・選定が必要である。個々のダム湖の特徴を明らかにするため、数年に1度は関連する数項目を同時に調査すること、も検討されたい。また、調査項目によっては、調査頻度を増やし四季の調査を必要とするものもあり、検討を要する。調査や住民とのコーディネート、調査のまとめと情報発信など河川レンジャーのかかわれる役割や連携を検討すること。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
ダム-2	5.7.1	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備	既設ダム	検討 / 実施	ダム水源地域の活性化に向けた湖面活用や周辺環境整備事業については、活性化が自然環境破壊をもたらさないよう留意し、住民・河川レンジャーや地元自治体との緊密な連携をはかること。ただし湖面利用については、委員の中に「必ず水質の悪化を招くことになり、禁止すべき」との意見もあり、慎重に検討されたい。この事業については、ダムの特性・地域の特性を考慮し、地域ごとに異なった方法を検討されたい。琵琶湖では、経済的インセンティブを検討に含める。湖面活用は生態系に悪影響を及ぼすものは、規制・禁止すべきである。天ヶ瀬ダムでは、部分的実施が妥当である。具体的な整備内容は、水源地域ビジョンの策定、周辺整備計画の検討、「ダム水源地ネットワーク」や「森と湖に親む旬間」行事などを通じて交流を促進する、の3点が挙げられている。揚水式発電の下池であり1日の水位変動が大きいと、湖面の自由使用がみとめられていないなどの特性がある。活性化については、ダム湖の悪化につながらない事を明記すべきである。 猪名川ではその特色である、日本一の里山が一庫ダム周辺に広がっており、その資源をさらに生かすダム水源地域の活性化と周辺環境整備を、地域住民・河川レンジャー・行政の協働のもとで推進していただきたい。「布目ダム水源地域ビジョン」の例が示されているが、一庫ダムにおいても検討・推進されたい。
ダム-3	5.7.1	河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強化	既設ダム	検討 / 実施	河川利用者に対する安全を図るためのハード面とソフト面の充実・強化事業。人命の損失に繋がる重要な事業であり、速やかに実施されたい。特に、晴天時の後期放流時は、河川利用者にとって予測しがたい危機であり、情報が行き渡るような工夫と確認の仕組みが必要。また河川利用者以外の流域住民にも、ダム放流の実態を日頃から周知徹底しておく必要がある。瀬田洗堰、天ヶ瀬ダムでは、晴天にもかかわらず後期放流がなされているので洪水警報が発令されている。このことが理解できるように情報表現を工夫する必要がある。現地での情報、インターネット、携帯電話などによるダム情報など、多様な手段を活用して安全をさらにはかるべきである。こどもや日本語以外の言語への対応として、目でみてだれでもわかる絵表示を普及していただきたい。ひらがな、英語表記などの併用も必要であろう。ライン河沿いにある水位が時計盤になる量水時計も検討されたい。
ダム-4	5.7.1	ダム付属設備の計画的な補修を実施	既設ダム	実施	ダム付属設備の計画的な補修を実施する事業は、重要な事業であり、速やかな実施が必要である。施設の延命化、ランニングコスト、決壊リスクを考慮した施設改修計画の策定が必要である。また費用対効果を検討し、場合によっては撤去も視野に入れておかなければならない。
ダム-5	5.7.1	流木の有効活用を検討・実施	高山ダム、青蓮寺ダム、室生ダム、布目ダム、比奈知ダム、日吉ダム、一庫ダム	検討 / 実施	速やかに検討・実施を期待する。流木の発生源への対策もあわせて検討することが望ましい。また、流木の有効活用方法としてチップ以外の有効活用についても検討されたい。ただし落葉・落枝のように、流木の河川生態系における存在意義を評価した検討を行う必要がある。
ダム-6-1	5.7.1.(12)	既設ダムの再編・運用変更により治水効果を検討	既設ダム	検討	既設ダムの再編・運用変更により、治水・利水機能の向上について検討することは重要である。利水面では水需要の精査確認に基づいて積極的に既設ダムの容量配分を行うとともに、用途変更も行うべきである。なお、環境面では、攪乱放流が治水・利水に及ぼす影響について詳細に検討する必要がある。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
ダム-6-2	5.7.1	既設ダムの再編・運用 変更により治水効果を 検討	高山ダム、 青蓮寺ダ ム、室生ダ ム、布目ダ ム、比奈知 ダム、一庫 ダム、日吉 ダム	検討	ダム-6-2に同じ。
ダム-7	5.7.2	大戸川ダム建設事業	大戸川ダム	調査・検討	大戸川ダム建設事業の理由として、4つの有効性を挙げているが、代替の可能性もあるため、大戸川ダム事業は、建設しないことも重要な選択肢の一つとして、調査・検討するべきである。 「琵琶湖環境の保全」については、琵琶湖の湖面積は巨大であり、大戸川ダム単独ではもちろんのこと、丹生ダムと連携しても、水位維持にそれほど大きな効果は期待できない。瀬田川洗堰の操作の見直しの効果についても検討する必要がある。洗堰の水位操作によって対応するほうが効果的である。 「日吉ダムの治水強化」に大戸川ダムを連携させることについては、日吉ダムの利水容量を集水域の異なる大戸川ダムに振り替えることについては、利水機能の観点から、さらに検討が必要である。正当性に疑義があるうえ、桂川の安全のために大戸川に犠牲を強いることが地元を受け入れられるか、大戸川ダムの容量が日吉ダムの容量を振替えられるほどの余裕があるかなどの問題がある。日吉ダムの治水強化は日吉ダムの運用によって対応することをまず検討すべきである。 「大戸川の治水対策」については、堤防強化により破堤しにくくすることと流域対応とを併用することにより対応することができる。 「利水」については、節水などにより水需要を抑制することにより対応可能である。 以上の理由に加えて、流砂量の大きい大戸川ではダムの背水に堆砂による河床上昇が加わり上流の治水安全度を低下させる、ダム建設により環境が悪化するなどの恐れがあり、大戸川ダムの建設には問題が多いと考えられる。
ダム-8	5.7.2	琵琶湖水位低下抑制 対策	大戸川ダム	調査・検討	琵琶湖の急激な水位低下の抑制策として、大戸川ダムと丹生ダムとを連携運用することは、両ダムの容量が琵琶湖の水位を維持させるには余りにも小さくて有効性が乏しい。また琵琶湖の環境を保全するための事業が、別の地点で新たな環境破壊を生み出すという矛盾を避けるためにも、洗堰の運用により代替することを優先するのが望ましい。 ちなみに、大戸川、丹生ダム、琵琶湖、洗堰の4者間のみの関係で考えると、琵琶湖の水位25cmは168.5百万m³に相当するので、丹生ダムから100百万m³補給しても、洗堰の放流量を68.5百万m³減らす必要がある。大戸川の容量から考えると68.5百万m³すべてを振替補給することはできない。したがって、琵琶湖の環境保全が丹生ダムと洗堰下流の環境破壊を生み出すことになり、計画そのものに基本的欠陥がある。
ダム-9	5.7.2	日吉ダム治水強化	大戸川ダム	調査・検討	日吉ダムの治水強化のため、日吉ダムの利水容量および堆砂容量の一部を大戸川ダムに振り替えることにより治水容量を増量しようとするもので、治水 - 7に示したように、集水域の異なるダムに振り替えることの正当性に疑義があるうえ、桂川の安全のために大戸川に犠牲を強いることが地元を受け入れられるか、大戸川ダムの容量が日吉ダムの容量を振替えられるほどの余裕があるかなどの問題があり、日吉ダムの治水強化は日吉ダムの運用によって対応するべきである。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
ダム-10	5.7.2	環境等の諸調査	大戸川ダム	調査・検討	ダム計画時に環境調査を行うのは計画推進の容認のためではない。 環境調査を実施する場合には、専門家の指導と助言のもとに調査項目・調査方法などを定め、十分に調査する必要がある。調査結果については公開が原則であり、結果の評価に際しては、専門家ばかりでなく地元の有識者を加えて、公開の場で行う必要がある。
ダム-11	5.7.2	天ヶ瀬ダム再開発事業	天ヶ瀬ダム再開発事業	検討 / 委員会	天ヶ瀬ダム再開発事業は、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大により、「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」、「下流の治水」、「琵琶湖の環境改善」をしようとするものであるが、整備効果の有効性については不明確な部分が多い。 「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」については、「ピーク水位の低下」と「浸水時間の低減」が実現できることを示しているが、「浸水被害」がどれだけ軽減するのかが不明である。 「下流の治水」についても、下流での水位を20cm程度低下させることができて、それが洪水被害の軽減にどれだけ役立つかが不明である。 「琵琶湖の環境改善」についても「制限水位」を上げると、「環境」がどの程度改善されるかが不明である。 以上のように、整備効果に不明の点が多いうえに、琵琶湖からの放流量の増大については代替案もあり、中止することも選択肢の一つとして、慎重な検討をしなければならない。 ただし、天ヶ瀬ダムの放流能力の増大そのものはダムの治水機能を増加させることにつながるものであり、既存施設の利用を中心として積極的に検討する必要がある。ただし、下流の流下能力については、天ヶ瀬ダムの放流能力に合わせるのではなく、別の観点から検討されるべきである。
ダム-12	5.7.2	天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した方法の検討	天ヶ瀬ダム再開発事業	検討 / 委員会	この事業は、「天ヶ瀬ダムの放流能力の増大策」というよりむしろ「琵琶湖放流能力の増大策」というべきもので、既存施設を利用したものについては積極的に進める必要がある。
ダム-13	5.7.2	放流方法の変更に伴う環境への影響および貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査	天ヶ瀬ダム再開発事業	調査検討 / 委員会	天ヶ瀬ダムの「放流方法の変更」あるいは「貯水池運用の変更」に伴う環境への影響については積極的に行うべきである。ただし、環境調査の実施に際しては、専門家の指導と助言のもとに調査項目・調査方法などを定め、十分に調査する必要がある。調査結果については公開が原則であり、結果の評価に際しては、専門家ばかりでなく地元の有識者を加えて、公開の場で行う必要がある。
ダム-14	5.7.2	川上ダム建設事業	川上ダム	調査・検討	岩倉峡上流の上野地区は狭窄部が支障となって浸水が生じやすい地域であるが、狭窄部の開削は当面できないため、既往最大規模の洪水による浸水被害を解消するには上野遊水地と新たな貯留施設が必要であるとして計画されたのが川上ダムである。 これまですでにいくつかの代替案についての検討がなされているが、いずれも十分に検討されたとはいえない。例えば、遊水地については越流堤の形状を変更することにより遊水機能を高めることができる。また、他の支川における新たな遊水地の設置、名張川への放水路の設置といった新たな代替案についても検討するべきである。とくに流域対応についての検討が不足している。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
ダム-15	5.7.2	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える生物環境等の調査・検討	川上ダム	調査・検討	川上ダム計画の見直しに伴う環境調査であって、昭和62年度から続けられているが、ダム - 10に示したと同様の注意が必要である。 環境調査を実施する場合には、専門家の指導と助言のもとに調査項目・調査方法などを定め、十分に調査する必要がある。調査結果については公開が原則であり、結果の評価に際しては、専門家ばかりでなく地元の有識者を加えて、公開の場で行う必要がある。
ダム-16	5.7.2	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う水質への影響の調査・検討	川上ダム	調査・検討	川上ダム計画の見直しに伴う水質予測調査であって、ダム - 14に示したと同様の注意が必要である。すなわち、ダム計画時に水質調査を行うのも、環境調査の場合と同様に計画推進の容認のためではない。
ダム-17	5.7.2	丹生ダム建設事業	丹生ダム	調査・検討	検討方針の再考が必要である。 急速な水位低下が琵琶湖の生態系に及ぼす影響の軽減については、まずダムの建設に頼らない幅広い代替案の検討が必要である。洪水対策、瀬切れ対策についても、ダム建設に替る方法(代替案)の十分な検討が行われないうまま、建設を前提とする調査検討を進めることに問題がある。目的変更に伴う費用負担の問題を含めたダム建設を前提とする調査検討は、上述の調査・検討の結論を踏まえて行うべきである。仮に、ダム計画を前提としても、建設に伴う長期的かつ非可逆的なマイナスの影響について十分な調査・検討が必要である。住民参加を含む幅広い調査・検討チームによる十分な検証と議論を行い、社会的合意に向けて取り組む必要がある。
ダム-18	5.7.2	琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果等についての調査検討	丹生ダム	調査・検討	琵琶湖水位の低下を、丹生ダムからの補給により、「急速な水位低下を抑制」するとともに、渇水時の「長期的な水位低下を抑制」しようとしている。しかし、前者については洗堰の操作による代替の可能性があり、後者については、丹生ダムからの補給をどのようにするかが不確定なうえ、10数cmの水位低下抑制が環境にどれだけ有効なのか不明である。丹生ダムが新たな環境破壊を生ずることを考慮すると、丹生ダムの計画については積極的な見直しが必要である。
ダム-19	5.7.2	琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響についての調査検討	丹生ダム	調査・検討	琵琶湖の「急速な水位低下の抑制」と「生物への影響」について調査しようとするもので、急激な水位低下の抑制が必要であると確認されたとしても、それとダム計画とは無関係のものであり、計画推進の理由にしてはならない。
ダム-20	5.7.2	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う貯水池周辺やダム下流に与える影響をはじめ生物環境等の調査検討	丹生ダム	調査・検討	環境調査を実施する場合には、専門家の指導と助言のもとに調査項目・調査方法などを定め、十分に調査する必要がある。調査結果については公開が原則であり、結果の評価に際しては、専門家ばかりでなく地元の有識者を加えて、公開の場で行う必要がある。

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
ダム-21	5.7.2	貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う水質への影響の調査検討	丹生ダム	調査・検討	丹生ダム計画の見直しに伴う水質予測調査においては、シミュレーションについては、実測値との乖離について理由を説明する必要がある。
ダム-22	5.7.2	余野川ダム(猪名川総合開発事業)	余野川ダム	調査・検討	余野川ダムの代替案についての検討事業であり、積極的な検討を期待する。 検討の対象とされた代替案は、「既設調節池の活用」、「田畑の貯留機能」、「一庫ダム放流操作の変更」、「一庫ダム堆砂容量の有効活用」、「一庫ダムの利水容量の振り替え」、「分水路の設置」、「新たな遊水地の設置」、「土地利用誘導・移転促進を含む氾濫原対策」、「狭窄部の開削」であり、実行可能な代替案が概ね取り入れられている。 なお、河川整備計画として「既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標」としているが、この目標の達成はきわめて困難である。また、代替案については、複数の代替案を組み合わせることも検討するべきである。
ダム-23	5.7.2	環境等の諸調査	余野川ダム	調査・検討 / 委員会	余野川ダムに関する環境調査等についての事業であって、「環境調査」のほか、「貯水池周辺やダム下流に与える影響と軽減策の検討」、「各関係機関との調整」、「環境調査検討委員会の開催」を内容としている。これらはいずれも必要な調査である。 なお、ダム水源地域の活性化に向けた取り組みの中で、どのような自然環境・社会環境であるべきかの目標像の検討を、住民また行政との参画のもとで明らかにする必要がある。その目標像実現に当たって個々の、動植物の環境調査を計画段階から住民参加のもとで行い、評価の際も住民の参画のもとで行うべきである。自然環境調査におけるモニタリング項目の設定・調査実施・評価・見直しにおいて、住民参加によってできること、そのほうが効果があるもの、専門家による調査が有効なものなどを検討し、住民参加による調査の取り組みを広げる検討を行う。これらの取り組みに河川レンジャーがいかに関わり連携を深めてゆくのかを検討していただきたい。
ダム-24	5.7.2	土砂移動の連続性の確保する方策検討	各ダム	検討	ダムの基本的欠陥の1つが土砂移動の連続性を遮断することである。この問題について本格的な検討がはじめられたのは比較的最近のことであり、いくつかの方法が試行的に実施されているに過ぎない。しかし、この問題の重要性を考えると、本格的な解決を目指した努力が不可欠であり、真剣な検討と実施を期待する。

【関連施策】

現シート№	章項目	事業名	河川名	実施 / 検討	意見案
関連施策-1	5.8.1	国営公園整備	淀川	検討 / 継続実施 / 基本計画に基づき実施	淀川の河川敷を公園として利用したいという要望が強いことを強調しすぎている。淀川は都市の中の唯一の自然であり、河川法の改定で「環境」が河川整備の目標の1つになったということは「河川本来の特性を活かした利用」であることが重要である。「淀川河川公園基本計画改訂委員会(仮称)」を早急に組織し、「河川整備の方針」にあげている1)～7)の視点で検討されていることを大いに評価する。なお、老朽化施設の更新・補修についても、環境に配慮しながら、自然に融合したものとしてほしい。